

瑞穂市地域福祉計画

平成 25 年 3 月
瑞 穂 市

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景及び趣旨	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画策定の趣旨	3
2	地域福祉を取り巻く社会的潮流	5
(1)	人口減少社会の到来	5
(2)	格差社会の顕著化	5
(3)	東日本大震災・自然災害の強大化	5
(4)	「世代間公平」と「共助」を柱とする持続可能性の 高い社会保障制度	5
3	計画の位置づけ	6
(1)	地域福祉計画の位置づけ	6
(2)	その他の計画との関係	7
(3)	地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	8
4	計画の期間	9
5	計画の策定体制	10

第 2 章 瑞穂市の地域福祉を取り巻く現状

1	人口等の現状	11
(1)	人口及び世帯の状況	11
(2)	子どもの状況	16
(3)	高齢者の状況	17
(4)	障がいのある人の状況	18
(5)	外国人の状況	18
(6)	生活保護世帯数の状況	19
(7)	地域福祉に関する現状	19
2	アンケート調査結果からみた現状	21
(1)	アンケート調査の概要	21
(2)	アンケート調査結果の概要	21
3	市民ワークショップからみた現状	29
(1)	市民ワークショップの概要	29
(2)	市民ワークショップからの意見	29
4	団体ヒアリングからみた現状	32
(1)	団体ヒアリングの概要	32
(2)	団体ヒアリング結果のまとめ	32
5	関連計画からみた問題・課題	33

6	現状からみた課題の整理	35
	(1) 地域福祉に関する意識や地域福祉に関わる人材育成について	35
	(2) 地域で支え合うしくみについて	36
	(3) 福祉に関する情報提供や相談支援体制について	37
	(4) 誰もが安心して暮らせる環境について	38

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	39
2	基本目標	40
3	計画の体系	42

第4章 施策の展開

1	地域で支え合う意識の醸成と地域を担う人づくり	44
	(1) 尊重し支え合う意識づくり	44
	(2) 交流の場の充実	46
	(3) 福祉人材の育成	48
2	地域で支え合うしくみづくり	51
	(1) 見守り体制の強化	51
	(2) 地域活動の支援	53
	(3) ボランティア活動の推進	55
3	サービスが利用しやすいしくみづくり	57
	(1) 情報提供の充実	57
	(2) 相談・支援体制の充実	59
	(3) サービスの質の向上	61
4	誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり	63
	(1) ユニバーサルデザインのまちづくり	63
	(2) 権利擁護事業の充実	64
	(3) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進	65

第5章 計画の推進

(1)	計画の周知・啓発	67
(2)	計画の推進と評価	67
(3)	社会福祉協議会との連携	67

資料編

1	策定の経緯	68
2	瑞穂市附属機関設置条例	69
3	瑞穂市地域福祉計画等策定検討委員会設置要綱	72
4	瑞穂市地域福祉計画策定委員会名簿	73



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、少子高齢化の急速な進行や、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下しています。

また、学校でのいじめ、仕事や人間関係のストレスによるうつ病や疾病、配偶者からの暴力、子育てに伴う幼児虐待や介護疲れによる介護高齢者及び障がい者への虐待など、新たな問題も多く発生しています。

このような変化の中で、福祉のあり方も必然的に大きく変えていかなければならない状況にあります。

今後は、すべての市民が年齢や障がいの有無などに関わらず、生涯にわたってその人らしく安心して暮らし続けられるよう、行政、サービス提供事業者、社会福祉関係機関における連携・協働*1のもと、福祉サービスの適切な利用の推進と質の向上、サービス基盤の整備が求められるとともに、自治会、ボランティア*2、NPO*3等のさまざまな組織が連携し、市民とともに身近な地域において福祉のさまざまな問題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

平成12年、これまでの「社会福祉事業法」を改め制定された「社会福祉法*4」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や市民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

*1 協働 複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。例えば、地域の問題・課題の解決に向けて、行政や地域住民だけでは解決できない問題等がある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取組をすること。

*2 ボランティア 自発的な意思に基づき、報酬を目的とせず、自分の持つ能力、経験を活かして社会に寄与すること。また、多くの人々と協力しながら行うことで、人と人とのつながりが生まれる。

*3 NPO 民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organizationの頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

*4 社会福祉法 社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。



国の近年の動向としては、平成 18 年度から施行された改正介護保険法や障害者自立支援法*¹では、高齢者や障がいのある人の自立支援等の観点から改革が行われてきましたが、高齢化の急激な進展に伴う要介護認定者*²の増加などから、介護を必要とする人が、住み慣れた自宅で安心して介護が受けられるように、地域包括ケアを重点項目と位置づける介護保険制度の見直し、また、障がいのある人の雇用や地域で安心して暮らせるように、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）*³」が平成 24 年 6 月に公布され、平成 25 年 4 月 1 日に施行となり、更なる社会保障の改革が進められています。

このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくことが重要になっています。

【参考】社会福祉法 地域福祉計画関連条文

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

-
- * 1 障害者自立支援法 障がいのある人々の自立を支えるため、障がいの種別にかかわらず必要なサービスが受けられるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化などを盛り込んだ法律。
 - * 2 要介護認定者 介護保険によるサービスを希望する被保険者で、介護が必要であるかどうか、どの程度必要であるかの判定・認定を受けた者。
 - * 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的とした法律。



（２）計画策定の趣旨

本市は、かつて中山道の宿場町として栄えた歴史を有し、歴史の表舞台となった史跡や名所、郷土文化が多く残されているほか、多くの河川が流れ豊かな自然に恵まれています。その地域の資源を大切にすることは、市民の郷土愛を育み、地域に連帯感を高めていくことにつながります。

本市の人口は微増傾向にあり、高齢化率は、全国や県平均に比べ低くなっていますが、高齢化率の高い地域も多くあり、高齢化は着実に進行しています。今後、高齢者人口の増加とそれに伴う要支援・要介護認定者の増加、一人暮らし高齢者世帯等の増加といった課題への対応をはじめ、障がいのある人や子ども等支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

本市では、「瑞穂市第１次総合計画」において、市の将来像を「市民参加・協働のまちづくり」と定め、地域福祉の分野では、地域住民、事業所、行政が一体となった地域福祉体制の確立を目指しています。

そのような中で、老人福祉計画においては、地域で高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民、地域事業所による見守り体制の構築や災害時における地域での高齢者支援、また、支援者の確保・育成する観点で、学校や家庭での福祉教育の充実などが課題としてあげられています。

障害者計画においては、障がいについての理解や障がいのある人の抱えるさまざまな問題に対応できる相談体制づくりなどを進めていくこと、次世代育成支援行動計画〈後期〉においては、地域組織の連携・協力体制の強化により、子どもの健全育成や防犯対策等を積極的に行い、子どもが安心して生活できる環境づくりの推進などが課題としてあがっており、性別やライフステージ、障がいの有無などを問わず地域福祉に関する課題が示されています。

このような社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、地域福祉の新たな方向づけを行うため、市民全体で支えあう「瑞穂市地域福祉計画」を策定します。

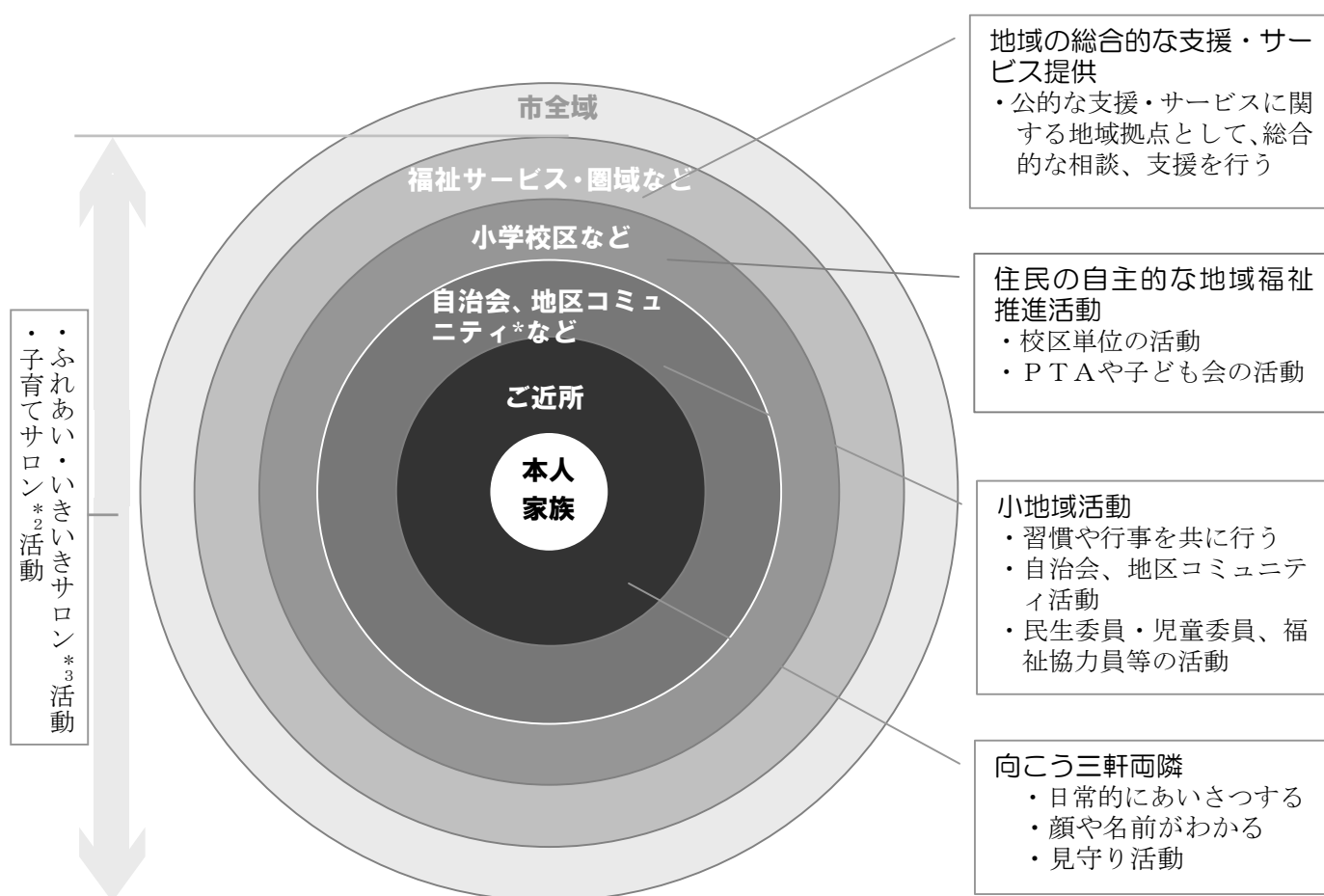


「地域」のとらえ方

「地域」とは何かを考えると、日常における「ご近所付き合い」としてのとらえ方や、地域の組織的な活動の単位としての「地区コミュニティ*¹」等、さまざまなとらえ方があります。また、年齢を重ねることに伴い身体機能が低下し、歩いて行ける距離も短くなるなど、年齢層によっても、「地域」のとらえ方は変わってきます。

本計画における「地域」については、さまざまな活動に応じて重層的に考えるものとします。

「地域」のとらえ方のイメージ



- * 1 地区コミュニティ 共同の近隣生活を営む地区住民が連帯意識を高め、生活文化の向上及び社会福祉の増進を図る活動を実施している組織。
- * 2 子育てサロン 子育て中の親子等と、ボランティアが共に遊びを通じて子どもの成長について学ぶ活動。
- * 3 ふれあい・いきいきサロン 地域で、高齢者、障がい者、子育て中の親子がボランティア等と一緒に、仲間づくり、生きがいづくり、ひきこもり防止のために行うふれあい活動。
- * 4 民生委員・児童委員 民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。

2 地域福祉を取り巻く社会的潮流

(1) 人口減少社会の到来

全国的な人口動向（平成 22 年国勢調査結果）をみると、死亡数が出生数を上回る人口減少局面に入り、少子高齢化が顕著になっていますが、本市をみると人口は微増を維持していますが、高齢化は着実に進行しています。

人口問題のみならず、近年、社会構造の激的な変化などは、特定の地域のみならず、我々に身近な問題となっています。

(2) 格差社会の顕著化

平成 20 年に発生したリーマン・ショック*は、我が国の経済・産業に大きなダメージを与え、これに伴い、非正規雇用の増大、新卒者の就職難など職に就けない若者の増加、派遣切りなど製造業に関係する就業打ち切りが発生しました。本市においても、年々、生活保護世帯数が増加傾向にあり、このような就業形態等の変化も一つの要因と考えられます。

(3) 東日本大震災・自然災害の強大化

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって起こった大災害では、電力不足や被災者の受け入れなど、かつて無い対策が求められるようになりました。

また、巨大な台風や、集中豪雨等の異常気象も各地で多発しています。

このような状況の中で、若者をはじめ多くの方が、災害ボランティア等被災地に対する支援に関心を高めています。平成 23 年に実施したアンケート調査結果をみると、回答者の 7 割以上がボランティアへの参加意向があり、ボランティアへの関心の高さが伺えます。

(4) 「世代間公平」と「共助」を柱とする持続可能性の高い社会保障制度

介護保険や医療保険等の社会保障制度は、高齢化や生産年齢人口の減少に対応した持続可能な仕組みとなるように、国において検討が進められており、「社会保障制度改革の方向性と具体策」（平成 23 年 5 月厚生労働省）では、社会保障についての基本的な考え方を示しています。そのなかで「全世代対応型・未来への投資」という形で、「世代間公平」を挙げています。これらを実現するために「共助」が挙げられ、それは参加保障・包括的支援（すべての人が参加できる社会）の実現を目指すものです。

本市においても将来の本格的な少子高齢社会を視野に入れながら、多様化する市民ニーズを踏まえ、市民・企業・サービス事業者・行政が協働で地域福祉施策を推進していく必要があります。

* リーマンショック アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻（2008 年 9 月 15 日）が引き金となった世界的な金融危機及び世界同時不況。世界の大部分の国の株式相場が暴落し、金融システム不安から国際的な金融収縮が起きた。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、多くの地域住民から出された課題に対して、市が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めるものであり、いわば地域福祉を推進するための基本計画としての役割を担うものです。

また、地域の生活課題の解決に向けて、さまざまな主体が地域で展開する取り組みを計画的に進める道筋を示すという役割も担っています。

「地域福祉計画」は、社会福祉法の中で、以下のように位置づけられています。

(社会福祉法（平成 24 年 4 月改正）より抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

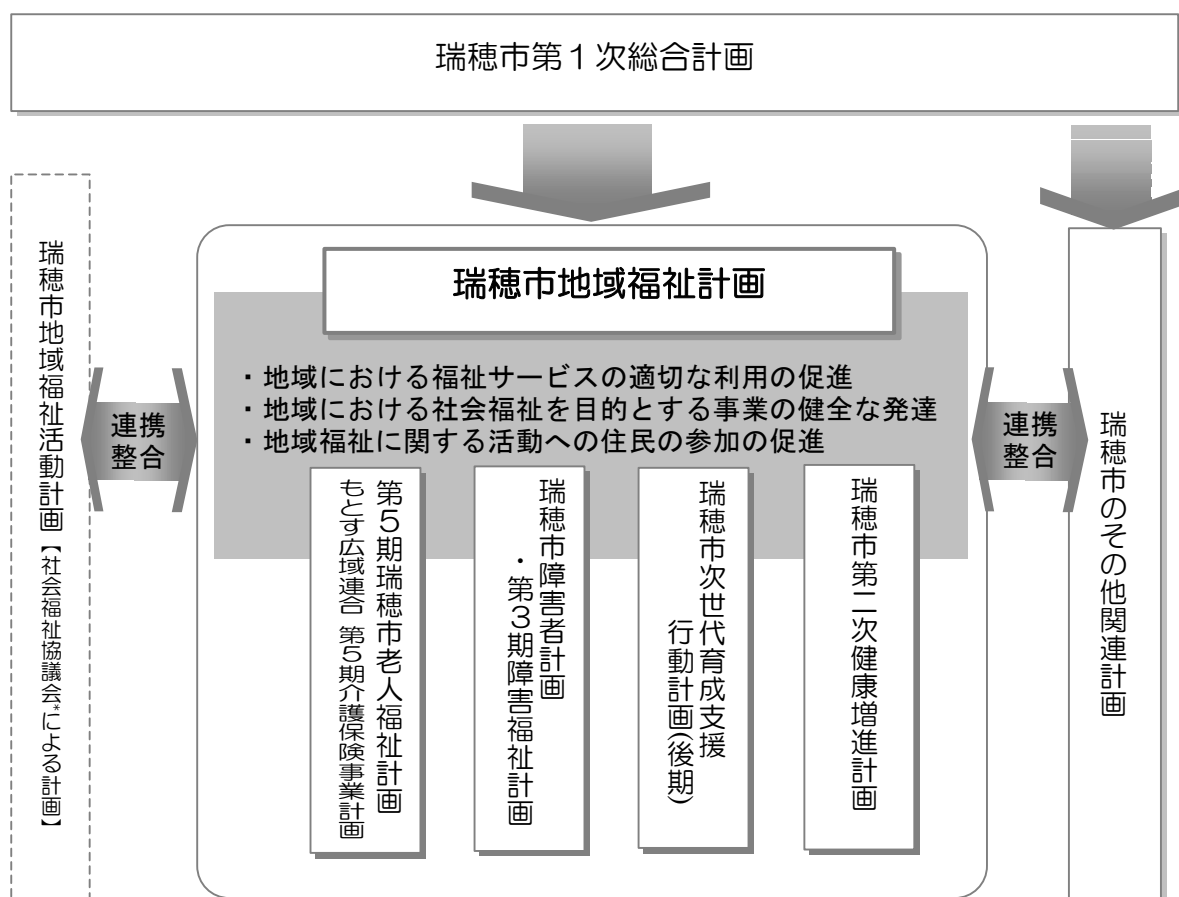


(2) その他の計画との関係

地域福祉計画は、「瑞穂市第1次総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。総合計画については、地方自治法の改正により、総合計画の策定義務がなくなり、策定の根拠、議決の根拠を瑞穂市総合計画策定条例でうたい、これに基づき策定することとなりました。

また、地域福祉計画は、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割を担っています。

地域福祉計画の位置づけ



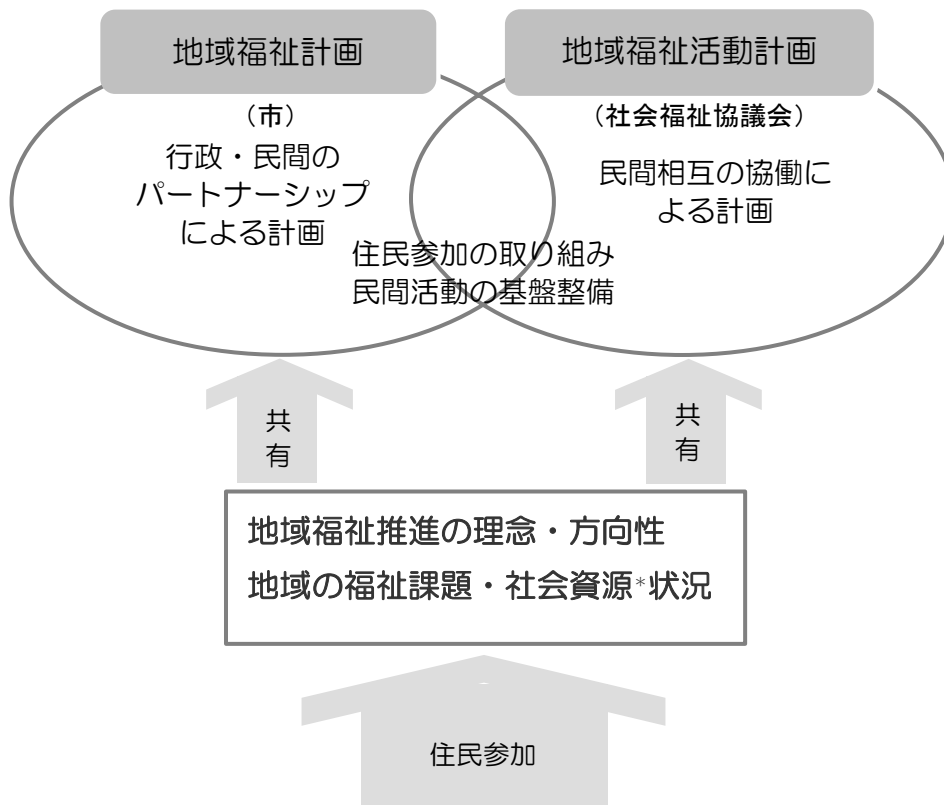
* **社会福祉協議会** 社会福祉協議会は、住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第109条に基づき設置されている団体であり、①地域における住民組織と社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組む、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会で策定する計画であり、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられます。

また、「地域福祉活動計画」は地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する計画であるとともに、両計画は、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



* 社会資源 社会は、その規模の大小を問わず、一定の課題を解決したり、特定の目標を達成したりしなければならないが、そのために動員される道具的・手段的価値物のことで、既存の施設や地域で活動している団体等をいう。



4 計画の期間

計画の期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

ただし、国、県等の動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

地域福祉計画の計画期間

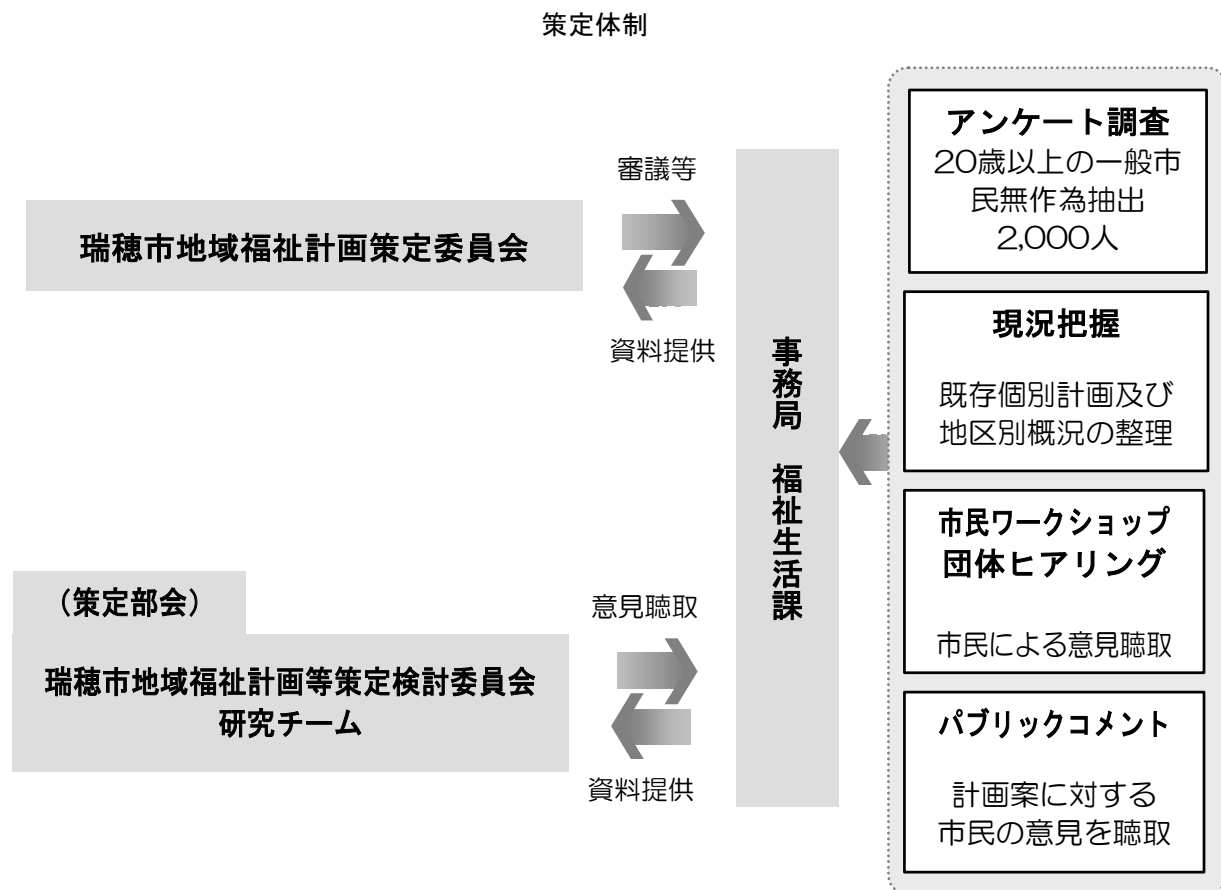


5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係課で構成する「瑞穂市地域福祉計画策定検討委員会 研究チーム」において協議、検討を行いました。

また、地域福祉に関する学識経験者及び地域活動団体の代表者、一般公募の市民の方、社会福祉協議会の代表者等で構成する「瑞穂市地域福祉計画策定委員会」を設置して、地域福祉計画の策定や地域福祉の推進に向けた意見を聴取し策定しました。

さらに、策定にあたって、「アンケート調査」や「現況把握」、「市民ワークショップ」、「団体ヒアリング」、「パブリックコメント*」を実施し、多くの市民の意見の反映に努めました。



* **パブリックコメント** 市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。





第2章

瑞穂市の地域福祉を

取り巻く現状

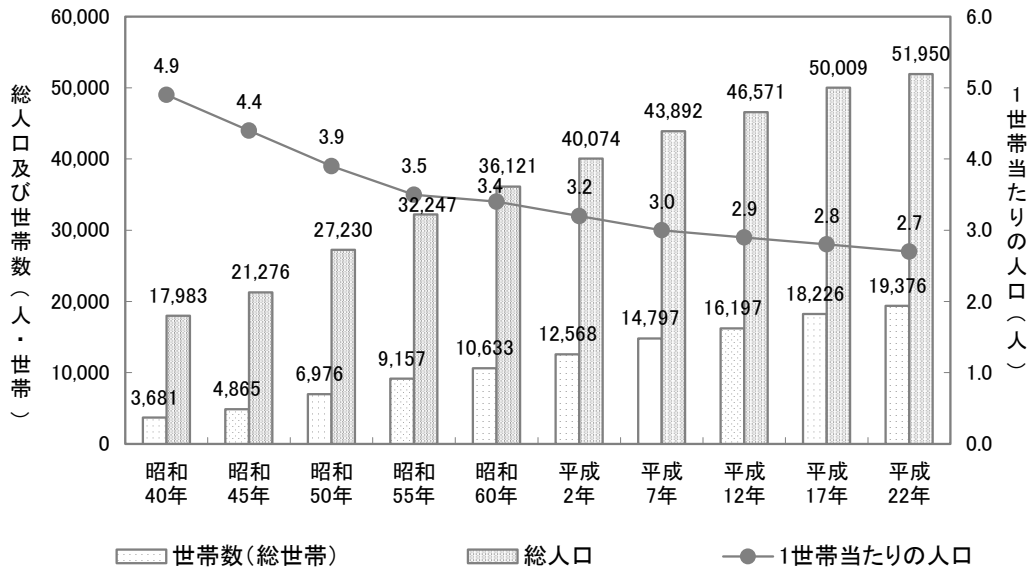
1 人口等の現状

(1) 人口及び世帯の状況

① 人口及び世帯の推移

平成 22 年国勢調査で、総人口は 51,950 人、世帯数（総世帯）は 19,376 世帯となっており、昭和 40 年以降、総人口、世帯数ともに増加しています。一方、1 世帯当たりの人口は減少しており、平成 22 年国勢調査では 2.7 人と昭和 40 年の 4.9 人に比べ、約 2 分の 1 となっています。

人口及び世帯の推移



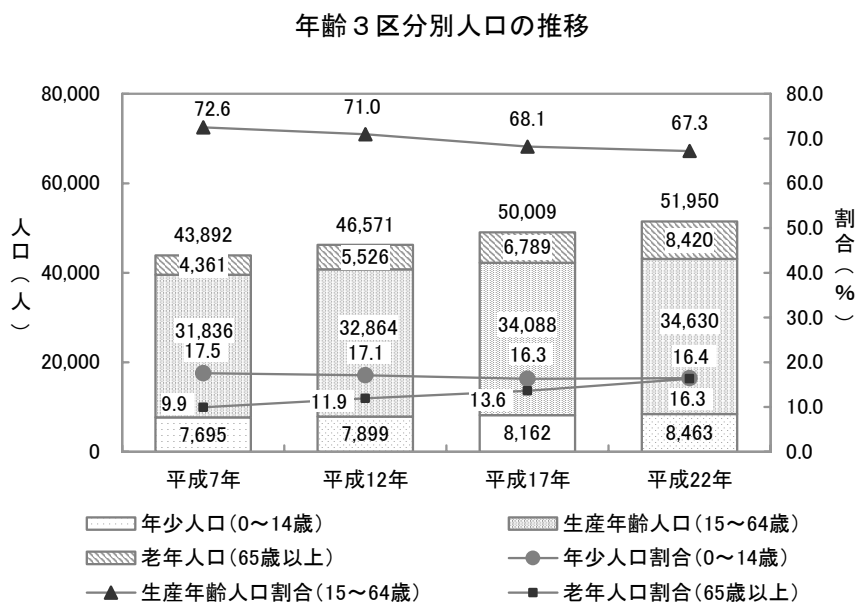
資料：国勢調査

注) 百分率 (%) の表記については、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。



② 年齢3区分*別人口の推移

年齢3区分別人口では、人口増加に伴い、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）老年人口（65歳以上）ともに増加しています。一方、割合で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加しており、平成22年では16.3%と年少人口（0～14歳）の16.4%と差異がみられなくなっています。



注) 総数には「不詳」を含むため、内訳の合計が総数にならない場合があります。
割合は、分母から「不詳」を除いて算出しています。

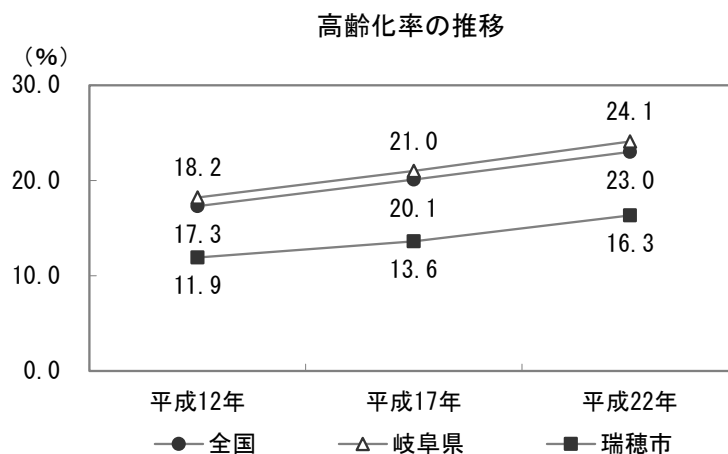
資料：国勢調査

* 年齢3区分 生産年齢人口とは15～64歳の人口をいい、生産活動に従事する年齢層のこと。年少人口とは0～14歳、老年人口とは65歳以上人口をいう。



③ 高齢化率*¹の推移

高齢化率では、瑞穂市では平成22年で16.3%となっており、全国、岐阜県を下回って低く推移しているものの、上昇傾向にあることは同様であり、高齢化が進行しています。



④ 合計特殊出生率*²の推移

合計特殊出生率では、年によって増減はあるものの、約1.60前後で推移しており、全国、岐阜県に比べ高い状況になっています。

合計特殊出生率の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年
全国	1.37	1.37	1.39
岐阜県	1.35	1.37	1.40
瑞穂市	1.60	1.67	1.58

資料：岐阜地区の公衆衛生

* 1 高齢化率 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%から14%未満を高齡化社会といい、14%から21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会という。

* 2 合計特殊出生率 15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。第1次ベビーブームの頃には合計特殊出生率は4.5以上の高い値を示したが、1950年代には3を、1975年には2を割り込み将来の人口減少が予測されるようになり、1989年には1.57ショックが起こり、少子化問題が深刻化した。



⑤ 人口動態の推移

自然動態*¹では、出生数が死亡数を上回っており、平成23年では出生が638人に対して死亡が323人となっています。

社会動態*²では、平成20年は転入が転出を上回っていましたが、平成21年から平成22年には逆転しました。平成23年では、また転入が転出を上回り、転入が2,823人であるのに対し、転出が2,730人となっています。

人口動態の推移

単位：人

区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
自然動態	出生	636	649	628	638
	死亡	301	303	316	323
社会動態	転入	3,112	2,965	2,749	2,823
	転出	2,764	3,062	2,821	2,730

資料：岐阜県人口動態統計調査



* 1 自然動態 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

* 2 社会動態 一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。



⑥ 世帯構成別世帯数の推移

世帯構成別世帯数では、世帯数で見ると、その他の親族世帯を除いたすべての世帯では増加がみられます。構成比で見ると、単独世帯、夫婦のみ世帯、片親と子からなる世帯の増加がみられます。

1世帯あたりの親族人員では、減少傾向がみられ、平成22年では2.67人となっています。

世帯構成別世帯数の推移

単位：世帯（下段は構成比）

区分	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯* ¹ 総数	15,935 100.0%	17,411 100.0%	19,294 100.0%
単独世帯	4,142 26.0%	4,450 25.6%	5,469 28.3%
核家族世帯* ²	8,955 56.2%	10,099 58.0%	10,995 57.0%
夫婦のみ世帯	2,495 27.9%	3,055 30.3%	3,406 31.0%
夫婦と子からなる世帯	5,559 62.1%	5,886 58.3%	6,241 56.8%
片親と子からなる世帯	901 10.1%	1,158 11.5%	1,348 12.3%
その他の親族世帯	2,759 17.3%	2,750 15.8%	2,646 13.7%
非親族世帯	79 0.5%	112 0.6%	184 1.0%
1世帯あたりの親族人員	2.88	2.79	2.67

注) 総数には「不詳」を含むため、内訳の合計が総数にならない場合があります。割合は、分母から「不詳」を除いて算出しています。

資料：国勢調査

- * 1 一般世帯 「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者等から成る世帯をいう。
- * 2 核家族世帯 親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。



(2) 子どもの状況

① 年齢別子ども数の推移

年齢別子ども数では、乳児、幼児、小学生はほぼ横ばいで推移しています。また、中学生は増加傾向にあり、平成24年では1,683人となっており、平成20年に比べ、179人増加しています。

年齢別子ども数の推移

単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
0～2歳(乳児)	1,810	1,852	1,772	1,829	1,846
3～5歳(幼児)	1,707	1,711	1,692	1,726	1,766
6～11歳(小学生)	3,356	3,416	3,392	3,329	3,394
12～14歳(中学生)	1,504	1,532	1,575	1,686	1,683

資料：人口動態統計調査（各年3月末日）

② 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数では、平成20年以降は350人前後でほぼ横ばいで推移しています。

児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
受給者	334	355	367	361	354

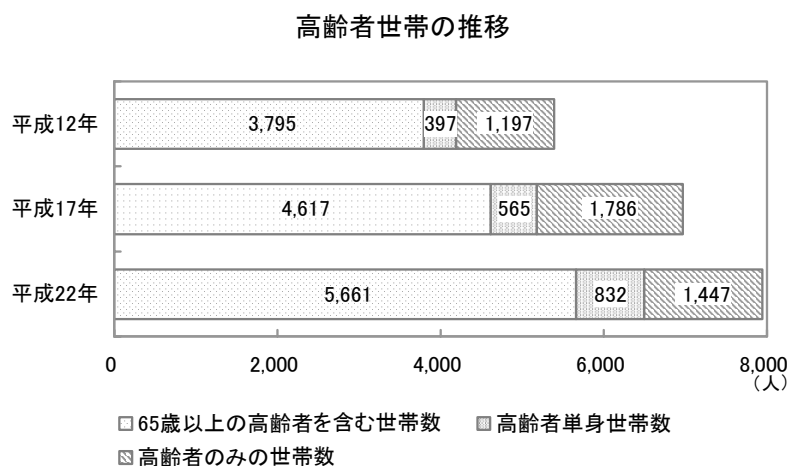
資料：庁内資料（各年3月末日）



(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の状況では、65歳以上の高齢者を含む世帯数、高齢者単身世帯数の増加がみられ、特に高齢者単身世帯数は平成22年には832世帯と、平成12年に比べ、2倍以上増加しています。



注) 高齢者単身世帯は、65歳以上の者一人のみの世帯。高齢者のみの世帯は、夫婦ひと組の一般世帯（夫が65歳以上かつ妻が60歳以上）

② 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数では、増加傾向にあり、平成24年で1,316人となっており、平成20年に比べ307人増加しています。

要支援・要介護認定者数の推移

単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
要支援1	85	76	64	63	68
要支援2	81	101	132	151	200
要介護1	181	207	180	195	160
要介護2	181	179	249	248	300
要介護3	208	205	219	262	256
要介護4	173	179	167	161	182
要介護5	100	107	128	144	150
計	1,009	1,054	1,139	1,224	1,316

資料：介護保険事業報告（各年9月末時点）



(4) 障がいのある人の状況

各種障害者手帳保持者数は増加傾向にあり、平成 24 年では、身体障害者手帳所持者数は 1,529 人、療育手帳所持者数は 313 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 185 人となっています。

手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
身体障害者手帳所持者数	1,379	1,430	1,486	1,546	1,529
療育手帳所持者数	262	280	295	304	313
精神障害者保健福祉手帳所持者数	113	125	146	157	185
合計	1,754	1,835	1,927	2,007	2,027

資料：庁内資料（各年 3 月末日）

(5) 外国人の状況

外国人登録人口では、年々減少しており、平成 24 年では 1,723 人となっています。

国籍別外国人登録人口の推移

単位：人

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
韓国・朝鮮	193	182	169	161	145
ブラジル	312	303	265	235	197
中国	996	979	926	869	837
フィリピン	376	406	393	410	423
ペルー	18	22	11	9	7
アメリカ	5	4	3	5	5
その他の国	92	89	94	99	109
計	1,992	1,985	1,861	1,788	1,723

資料：庁内資料（各年 3 月末日）



(6) 生活保護世帯数の状況

生活保護世帯数では、増加傾向がみられ、平成24年では147世帯、196人と、平成20年に比べ、2倍以上増加しています。

生活保護世帯数の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
被保護世帯数(世帯)	72	79	114	128	147
被保護人数(人)	90	98	147	166	196

資料：庁内資料（各年3月末日）

(7) 地域福祉に関する現状

① 自治会の状況

自治会数は、平成20年以降はほぼ横ばいで推移しています。また、自治会の会員世帯数は、増加傾向にあり、平成24年では13,729世帯となっており、平成20年に比べ、719世帯増加しています。

自治会の状況の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
自治会数	95	96	96	97	97
会員世帯数(世帯)	13,010	13,318	13,523	13,593	13,729

資料：庁内資料（各年4月現在、平成20年のみ3月現在）

② 老人クラブの状況

老人クラブ数は、平成20年以降はほぼ横ばいで推移しています。また、会員数は、減少傾向にあり、平成24年では4,080人と平成20年に比べ、198人減少しています。

老人クラブの状況の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
クラブ数	47	47	47	46	48
会員数(人)	4,278	4,305	4,226	4,130	4,080

資料：庁内資料（各年4月1日）



③ 民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員は、平成 24 年では 68 人となっています。

民生委員・児童委員の推移

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
委員人数 (人)	67	67	67	68	68

資料：庁内資料（各年 4 月 1 日）

④ ボランティア登録団体数及びボランティア登録者数

ボランティア団体数は、平成 24 年では 73 団体となっています。また、個人登録者数、登録人数ともに増加傾向にあり、平成 24 年では個人登録者数は 213 人、登録人数は 1,585 人となっています。

ボランティア登録者数の推移

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
団体数	69	67	65	72	73
個人登録者数 (人)	188	223	207	213	213
登録人数 (人)	1,422	1,443	1,393	1,462	1,585

資料：社会福祉協議会（各年 4 月）

⑤ 福祉協力員数

福祉協力員数は、平成 24 年 12 月現在で 143 人となっています。

資料：社会福祉協議会



2 アンケート調査結果からみた現状

(1) アンケート調査の概要

調査目的	「瑞穂市地域福祉計画」の策定にあたり、市民から意見をいただき地域福祉に関する基礎資料とします	
調査対象	住民基本台帳から年齢別に無作為に抽出された、瑞穂市内在住の20歳以上の2,000名	
調査期間	平成23年11月14日から平成23年11月28日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収状況	配布数	2,000通
	有効回収数	873通
	有効回収率	43.7%

調査結果の表示方法

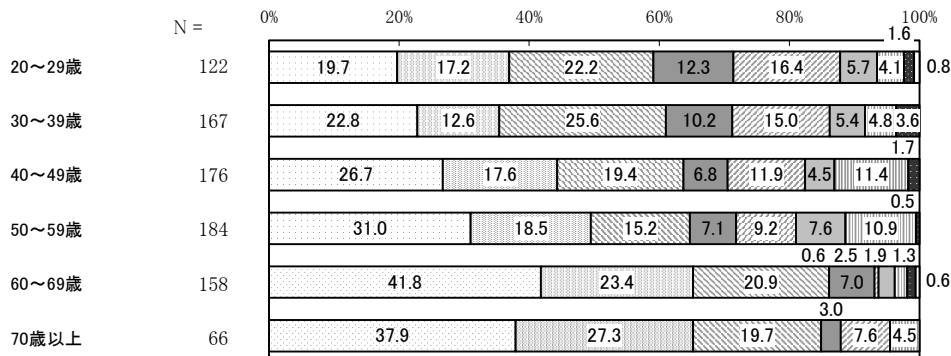
- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) アンケート調査結果の概要

○ お住まいの小学校区

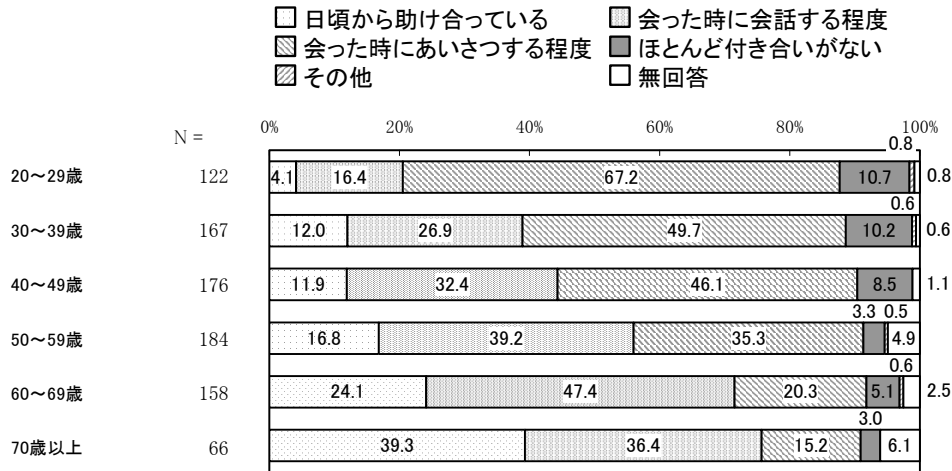
年代別で見ると、70歳以上を除き、年代が高いほど「穂積小学校区」の割合が高くなる傾向がみられます。逆に年代が低いほど「中小小学校区」の割合が高くなる傾向がみられます。

穂積小学校区
 本田小学校区
 牛牧小学校区
 生津小学校区
 南小学校区
 中小小学校区
 西小学校区
 わからない
 無回答



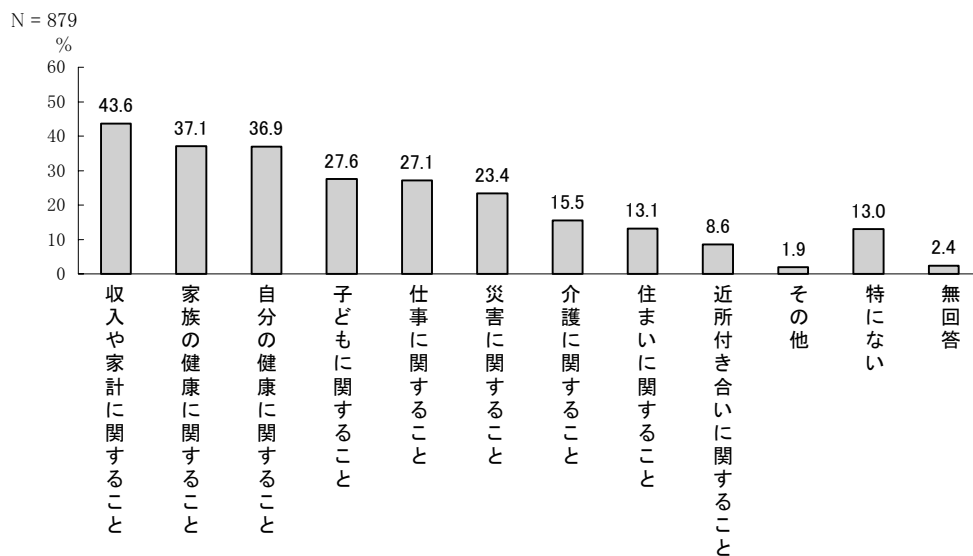
○ 近所づきあいの程度

年代別で見ると、年代が高いほど「日頃から助け合っている」の割合が高くなる傾向がみられます。逆に年代が低いほど「会った時にあいさつする程度」の割合が高くなる傾向がみられます。



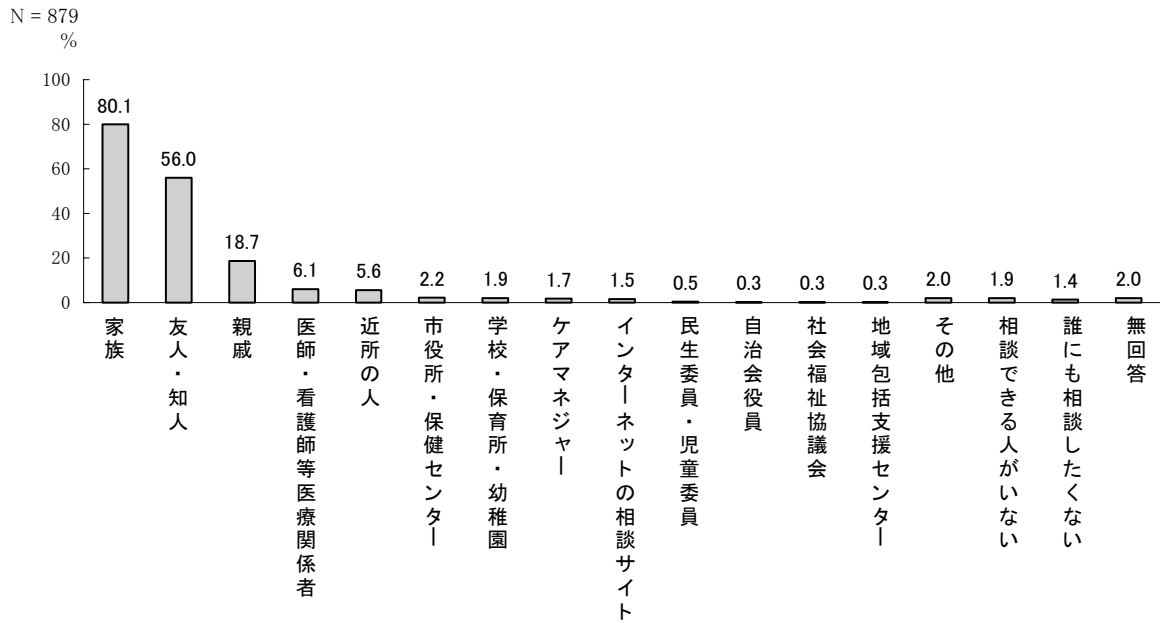
○ 悩みや不安、困っていること

「収入や家計に関すること」の割合が43.6%と最も高く、次いで「家族の健康に関すること」の割合が37.1%、「自分の健康に関すること」の割合が36.9%となっています。



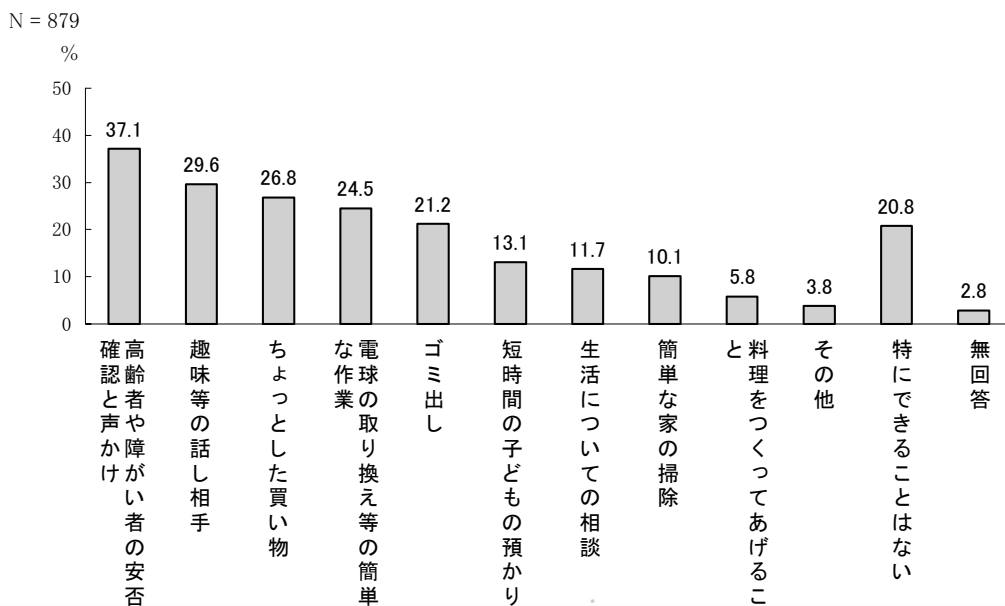
○ 悩みや不安、困ったことがあるときの相談相手

「家族」の割合が80.1%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が56.0%、「親戚」の割合が18.7%となっています。



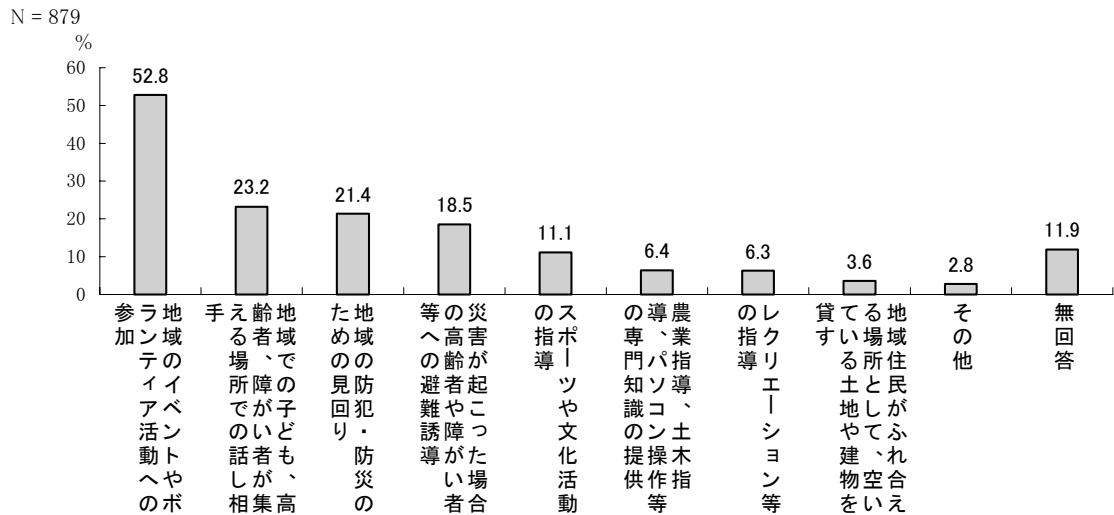
○ 近所の困っている人にしてあげられること

「高齢者や障がい者の安否確認と声かけ」の割合が37.1%と最も高く、次いで「趣味等の話し相手」の割合が29.6%、「ちょっとした買い物」の割合が26.8%となっています。



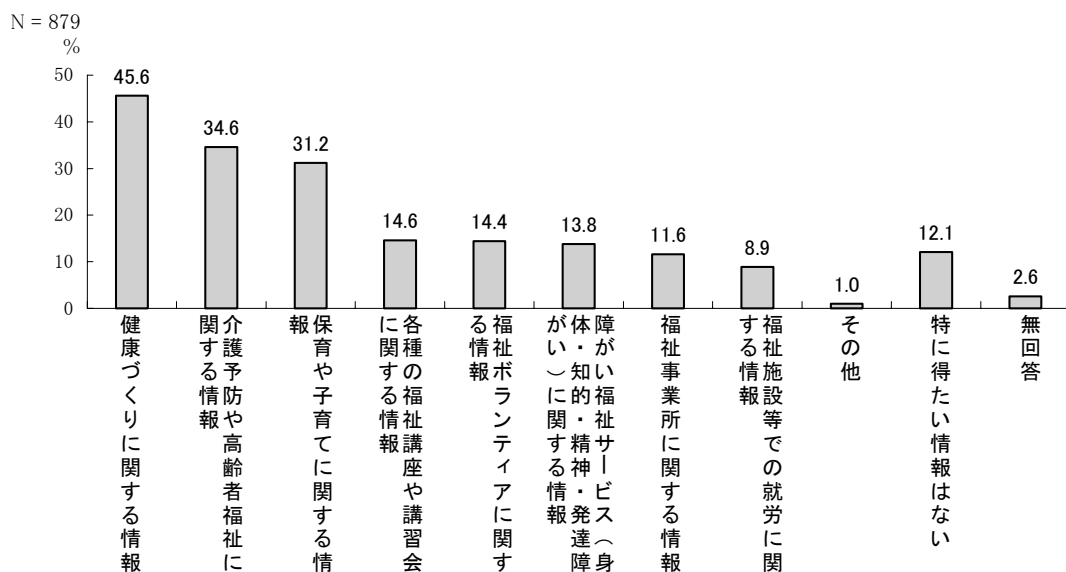
○ 地域に貢献できること

「地域のイベントやボランティア活動への参加」の割合が52.8%と最も高く、次いで「地域での子ども、高齢者、障がい者が集える場所での話し相手」の割合が23.2%、「地域の防犯・防災のための見回り」の割合が21.4%となっています。



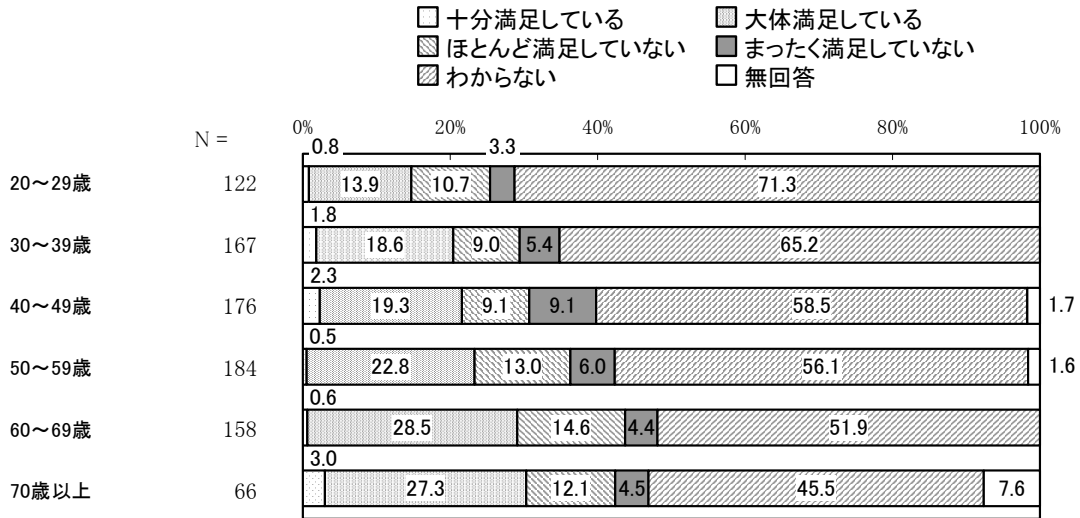
○ 福祉に関して得たい情報

「健康づくりに関する情報」の割合が45.6%と最も高く、次いで「介護予防や高齢者福祉に関する情報」の割合が34.6%、「保育や子育てに関する情報」の割合が31.2%となっています。



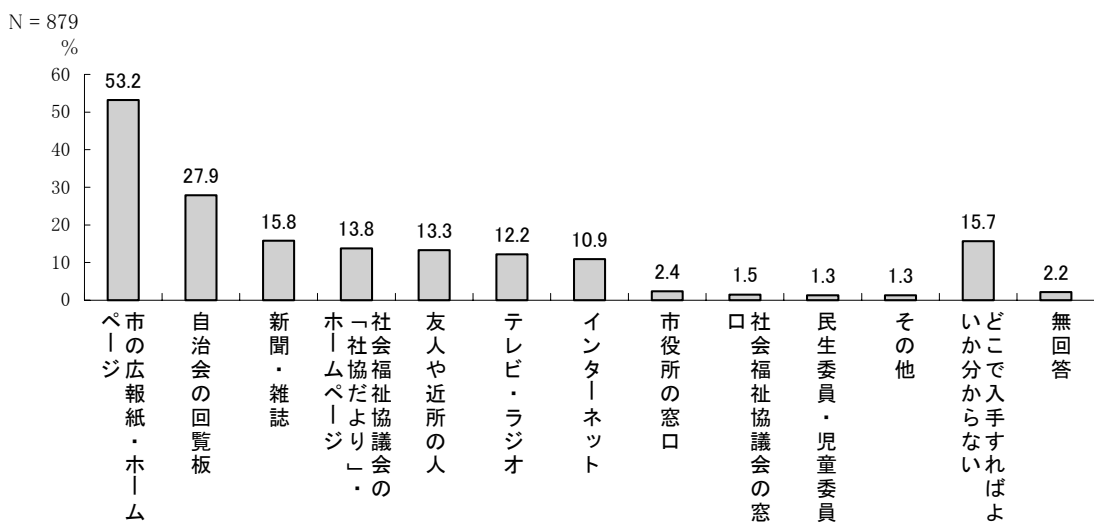
○ 必要な福祉サービスの情報の入手程度

年代別で見ると、年代が高くなるにつれ、「満足している」の割合が高くなっており、70歳以上では、3割以上となっています。



○ 福祉サービスの情報の入手先

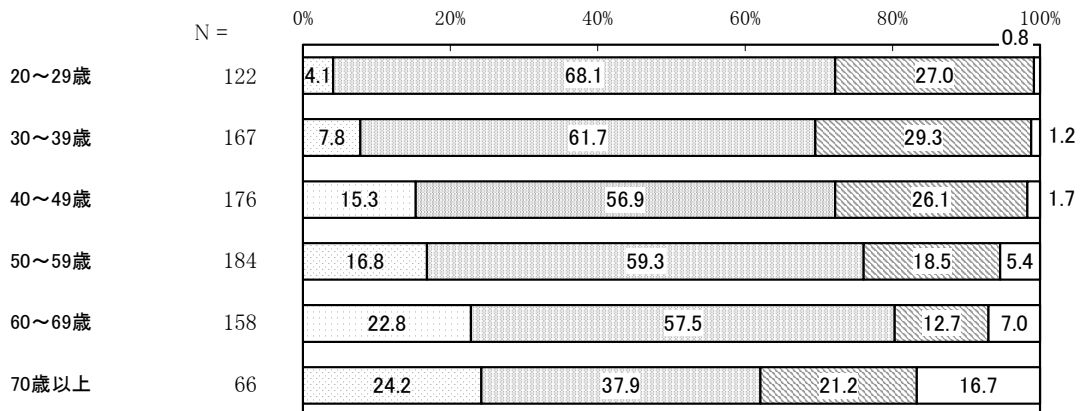
「市の広報紙・ホームページ」の割合が53.2%と最も高く、次いで「自治会の回覧板」の割合が27.9%、「新聞・雑誌」の割合が15.8%となっています。



○ ボランティア活動等への参加

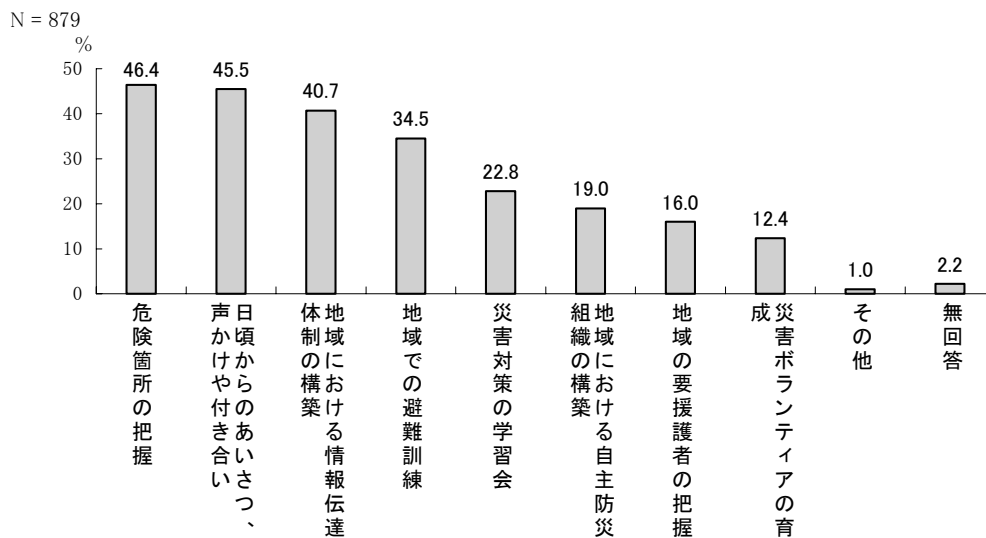
年代別で見ると、60歳以上では、「現在も行っており、今後も継続して参加したい」の割合が高く、39歳以下が低くなっています。70歳以上を除いて、各年代で「現在は行っていないが、機会があれば参加したい」の割合が6割から7割となっています。

- 現在も行っており、今後も継続して参加したい
- 現在は行っていないが、機会があれば参加したい
- 参加するつもりはない
- 無回答



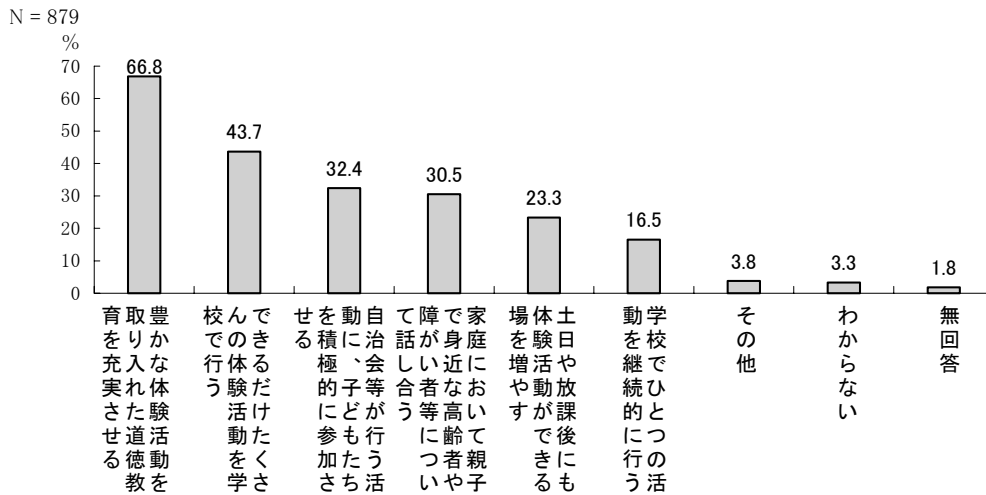
○ 災害時の備えで重要なこと

「危険箇所の把握」の割合が46.4%と最も高く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」の割合が45.5%、「地域における情報伝達体制の構築」の割合が40.7%となっています。



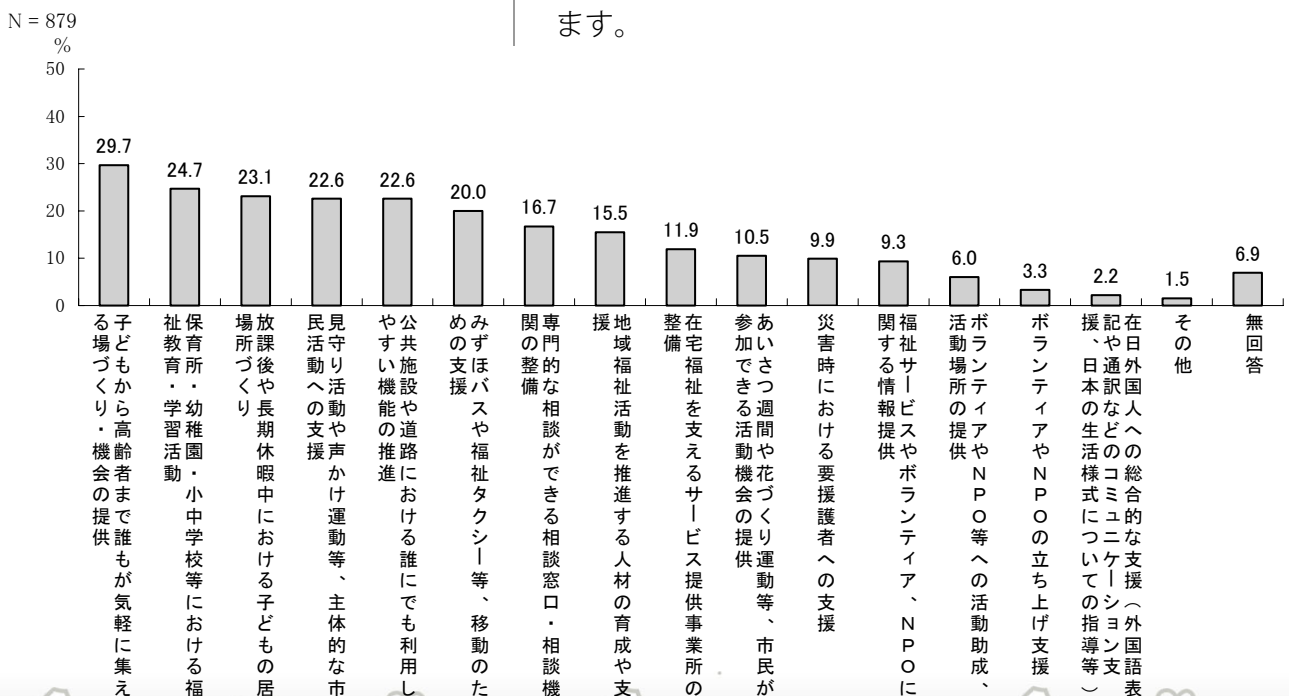
○ 思いやりの心を育てるために、必要なこと

「豊かな体験活動を取り入れた道德教育を充実させる」の割合が66.8%と最も高く、次いで「できるだけたくさんの体験活動を学校で行う」の割合が43.7%、「自治会等が行う活動に、子どもたちを積極的に参加させる」の割合が32.4%となっています。



○ 瑞穂市の福祉において重点とすべきこと

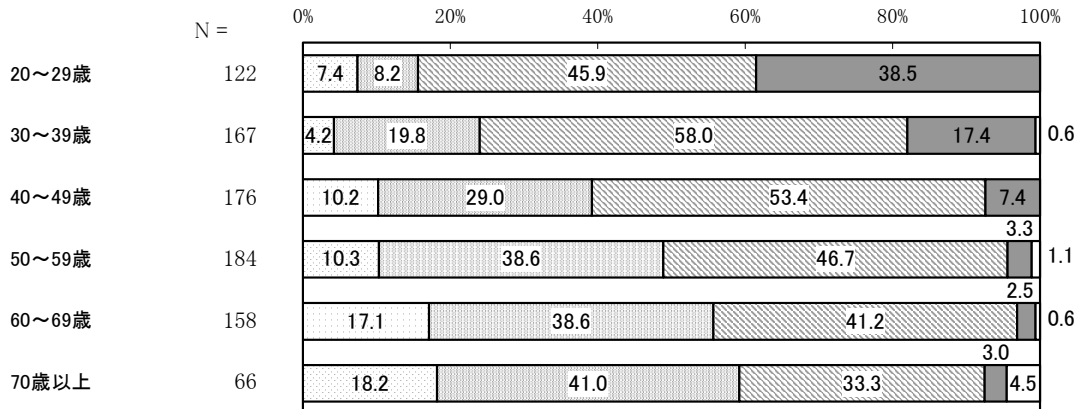
「子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場づくり・機会の提供」の割合が29.7%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園・小中学校等における福祉教育・学習活動」の割合が24.7%、「放課後や長期休暇中における子どもの居場所づくり」の割合が23.1%となっています。



○ 民生委員・児童委員の認知度

年代別で見ると、年代が高くなるにつれ、「どんな活動をしているか大体知っている」、「どんな活動をしているか少し知っている」の割合が高くなっています。

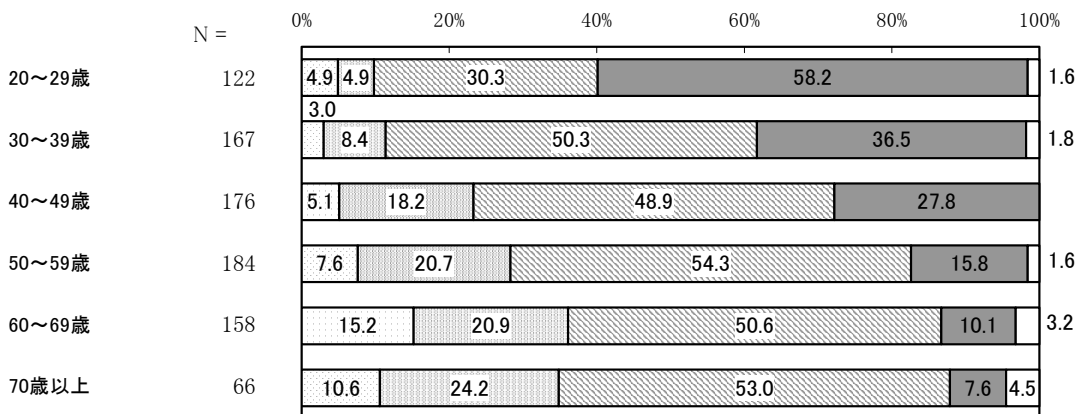
- どんな活動をしているか大体知っている
- どんな活動をしているか少し知っている
- 聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない
- 聞いたこともない
- 無回答



○ 瑞穂市社会福祉協議会の認知度

年代別で見ると、年代が低くなるにつれ、「聞いたこともない」の割合が高くなっており、20～29歳では、約6割となっています。

- どんな活動をしているか大体知っている
- どんな活動をしているか少し知っている
- 聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない
- 聞いたこともない
- 無回答



3 市民ワークショップからみた現状

(1) 市民ワークショップの概要

① 参加者

民生委員・児童委員や社会福祉協議会、公募の市民代表など

② 実施日及びテーマ

回	実施日	テーマ
第1回	平成24年7月23日	グループ討議「瑞穂市の良いところ・好きなところ」
第2回	平成24年8月23日	グループ討議「将来の瑞穂市はどのようなまち」
第3回	平成24年10月22日	グループ討議「みんなで取り組むことを考えよう」

(2) 市民ワークショップからの意見

① 瑞穂市の良いところ・好きなところ

市民ワークショップでは、瑞穂市の特徴やさまざまな問題点や課題が出されました。それらをよい所と問題・課題で整理し、問題・課題等（弱み）に対し、よい所等（強み）を生かしながら解決することで、地域の実情に応じた対応を行うことができます。

	よい所など（強み）	問題・課題など（弱み）
子育てや高齢者、障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none">支援が必要な一人暮らしの人への連絡が充実しているところもある放課後児童クラブ等夜遅くまでサービスを実施している施設があるお年寄りと子どもと一緒に遊ぶ環境・場所が整っているところがあるボランティアが高齢者と子どもとともに勉強する場がある気軽に高齢者が集まれる小さな場所がたくさんある中学生まで医療費が無料である高齢者福祉に関する事業所が充実している	<ul style="list-style-type: none">相談事に対してどこに相談したらいいのかわからない福祉協力員と民生委員の違いや、どこまで相談にのってもらえるかわからない世代間交流ができていない緊急通報システムに対する協力員が十分でない



	よい所等（強み）	問題・課題等（弱み）
「近所づきあいや地域での助け合い」	<ul style="list-style-type: none"> ・桜まつり等地域のお祭りが全員参加で行われているところもある ・自治体が活発に祭りを行っている。歴史ある祭りが継続しているところもある ・見守り隊が活動を通じて、道で会う人にあいさつしている ・中高生でもあいさつしてくれる、純粋な子どもが多い ・若い人が多い地域があり、青年がボランティア等を行っている ・しっかりした自治会のリーダーがいるところもある ・学校と地域との地区懇談会で地域の意見が通るようになったところもある ・高齢者同士のグランドゴルフが活発にできている地域もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・巢南・穂積の地域性の意識が強い ・班によって地域の助け合いの意識差が大きい ・ちょっとした集まり（井戸端会議）でサロンを開きたいができない
防犯や防災等の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの人に対する連絡がある ・近所、地域での助け合いがある ・自主防災組織 ・警察を含めたパトロールが実施している ・警察に連絡すると対応結果を報告してくれる ・家から避難所までを地域ごとに確認しているところもある 	<ul style="list-style-type: none"> ・川が多いと洪水の危険性がある ・地域・班によって防犯、防災対策の状況の差が大きい ・他市の良い取り組みを取り入れることが必要 ・鷺田橋～宮田間の外灯が少ない ・穂積では子どもが集まる店が多く、治安が乱れる
暮らしやすさ 交通環境等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全について、通学時間に保護者が自主的に活動している 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全を確保するために、駐車場等が不足している ・安全が確保されていない通学路がある ・コミュニティバスの運行回数が減少している
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・川が多くてきれい、自然が豊か ・桜並木等きれいな遊歩道がある ・地区毎のサマーフェスタにおいて自治会主体で子どもから高齢者まで集まっており、地域交流ができています ・地域のクリーン活動（悪水改善活動）を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚い水が流れている ・学校における福祉教育が少ない ・地域活動を通じて子どもを活かす仕組みが必要 ・ラジオ体操へ中学生が参加してみてもどうか



② 瑞穂市の将来に向けてみんなで取り組むこと

市民ワークショップで出された瑞穂市の地域でのさまざまな問題点や課題を解決するため、また瑞穂市の将来に向けて、市民一人ひとりの取り組みや地域やボランティア団体、学校などの関係団体の協力・連携することが重要となります。

	意見
市民一人ひとりの活動や取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所とのあいさつ、声かけを進める ・盆踊りや清掃活動等、地域活動や行事に積極的に参加する ・地域の行事へ参加して、地域の人との距離を縮める ・その人の立場に立って考えるなどボランティア意識を高める ・「子どものために・・・」「誰かのために・・・」という意識を持つ ・地域の人が情報を共有できるよう定期的に集まれる機会をつくる ・ゴミ出し当番など地域のルールを守る ・地域の行事やイベントに休みがちな人や参加できない人に対して、地域の人が協力して見守り・声かけをする ・自治会に加入する ・虐待などに気づいたら、関係機関に伝えたり、適切な相談先につなげる ・広報や回覧板など市の情報にできるだけ目を通す ・相談内容に応じて、適切な相談窓口を知っている ・災害対策の意識を高める
地域やボランティア団体、関係団体との協力・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会と老人クラブの交流機会をもつ ・回覧等配布物を手渡ることにより、見守り・安否確認を行う ・保育所や学校の協力により、虐待を見つける ・サマーフェスタなど子どもを巻き込んだ地域行事、イベントを行う ・中学生に役割を持たせて、地域活動に参加させる ・自治会長、民生委員、福祉協力員などの地域活動の代表者が定期的集まり、情報を共有する ・地域住民のニーズを吸い上げ、解決する仕組み・システムをつくる ・学校や地域、家庭の連携に取り組む ・災害難民を出さない仕組みをつくる ・自治会だけでなく企業も巻き込んだ取り組みを考える



4 団体ヒアリングからみた現状

(1) 団体ヒアリングの概要

調査目的	「瑞穂市地域福祉計画」策定にあたって、地域で活動するボランティアやサークル、福祉関係団体、その他関係機関の方から意見を伺い、瑞穂市における地域福祉の現状と各種団体の活動上の問題点等を把握します。
対象団体数	11 団体
実施日	平成 23 年 12 月 8 日（木）
実施方法	ヒアリングシートを各団体の代表者の方に記入してもらったのち、座談会形式の意見交換会を開催しました。

(2) 団体ヒアリング結果のまとめ

- ・各団体とも会員数の減少、新規会員の獲得を問題点としてあげている。
- ・団体の活動内容の周知が十分に図られていない。
- ・活動していくにあたっては家族の理解や協力が必要である。
- ・活動内容や団体の存在についての周知・啓発・広報が十分にできているとはいえない。
- ・広報等を活用し、広く市民に対して団体や活動内容についての啓発を実施していくことが必要である。
- ・現在は他の団体等と連携することはなく、今後も特に必要性を感じてはいない。しかし、今後の会員の減少等により、他の団体と連携して取り組んでいくことは重要であるため、連絡・交流の機会があれば参加を希望している。
- ・行政が主導となって、団体間の連絡調整・交流機会の確保が求められている。
- ・定期的なボランティア同士、団体同士の連絡会等の開催が求められている。
- ・福祉関係団体のみならず、広く市民も参加できる交流の機会が求められている。



5 関連計画からみた問題・課題

第5期老人福祉計画や障害者計画、次世代育成支援行動計画<後期>、瑞穂市第二次健康増進計画における地域福祉に係わる問題・課題を整理しました。

	関連計画からみた問題・課題
第5期老人福祉計画	<p><地域での見守り></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で暮らす高齢者が安心して暮らせるよう、地域住民、地域事業所による見守り体制を構築するための支援を図るとともに、地域の自主的な支援活動やボランティア組織の活発化を支援し、民生委員、社会福祉協議会等とも連携を取り地域で高齢者を支える環境づくりが必要である。 <p><学校や家庭での福祉教育></p> <ul style="list-style-type: none"> 将来のマンパワーを確保・育成する観点で、児童や生徒のうちからお互いを助け合う意識等を育むため、学校や家庭での福祉教育がなされるよう支援することが必要である。 <p><災害時における地域での高齢者支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合に備え、警察や消防署との連携を強化し、緊急時を含めた安全対策の充実を進めています。大規模な災害が発生した場合に、自治会等地域住民の共助により、一人では避難できない高齢者等の安全確保に向けた体制づくりが必要である。
障害者計画	<p><障がいのある人の相談等の総合的な支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人と関わるさまざまな分野との連携による障がいのある人の抱えるさまざまな問題に対応できる体制づくりや、ワンストップでかつトータルサポートが可能な窓口の一元化が必要である。 <p><災害時における地域での障がい者支援></p> <ul style="list-style-type: none"> プライバシーの保護には充分配慮しつつ、災害時の要援護者*として障がいのある人の把握や災害時にひとりで避難できない人に対する避難時における地域住民等の協力などの防災体制づくりが必要である。 <p><関係機関の連携による防犯対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないための対策として情報提供をはじめ、関係機関との連携による防犯対策が必要である。 <p><障がいに対する理解の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 公的機関や企業も含め、障がいに対する正しい理解を深めることが必要である。 幼少のころから福祉教育等を通じて障がいや障がいのある人に対する正しい理解を普及していくことが必要である。

*要援護者 高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦の人等、何らかの支援が必要な人。

	関連計画からみた問題・課題
次世代育成支援行動計画（後期）	<p><地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ・核家族化などの家族形態の変化は、子育て中の親が孤立化する状況を招き、子育て不安や精神的な負担を増大させることにつながっている。また、地域における住民同士の結びつきが希薄になっていることも、子育て世代の精神的な不安や負担に拍車をかける要素である。このような状況の中で、子育て支援において地域の担う役割は、今後一層、重要になってきている。また、社会の状況等に左右され、日々変化する子育て支援のニーズに的確に応える視点を持つことが課題である。 <p><児童の健全育成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂市では、民生・児童委員を中心に、地域の子どもの育ちを見守りながら、学校地区懇談会や青少年育成市民会議などの活動を通じて、各団体の横のつながりを強化し、地域ぐるみで児童の健全育成に努めている。地域の中に、子どもたちを見守る視線が少しでも多いことが、多くの子どもの健全育成につながる。今後は、地域に密着した形で、さらに子どもたちを地域全体で支えていけるような体制、意識づくりが課題である。 <p><地域での子どもの安全確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを狙った犯罪のため、住民による自主防犯行動の充実のために、防犯等に関する情報の提供の推進が必要である。また、地域の安全サポートチームやPTA等、関係団体との連携・協力体制の強化を図るとともに、健全育成や防犯等に関する情報交換を積極的に行い、子どもが安心して生活できる環境づくりに努める必要がある。 <p><虐待等の被害を受けた子どもへの支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪やいじめ、虐待等の被害を受けた子どもへの支援として、相談員の専門知識や技術の向上、各関係機関の連携が必要である。
瑞穂市第二次健康増進計画	<p><地域や学校、行政等の役割の明確化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりは、市民一人ひとりが健康に関する意識を高め、主体的に取り組むべき課題ではありますが、こうした市民の行動を地域や学校、行政等が、それぞれの役割を認識するとともに、お互いのパートナーシップのもとに連携を図りながら一体となって取り組みを推進することが必要です。そのため、地域、学校、行政等の各実施主体の役割を明確に示すことにより市民全体による健康づくり運動を推進します。



6 現状からみた課題の整理

瑞穂市の特性やアンケート調査結果、市民ワークショップの意見、関連計画の地域福祉に関する課題等を踏まえ、「地域福祉に関する意識や地域福祉に関わる人材育成について」「地域で支えあうしくみについて」「福祉に関する情報提供や相談支援体制について」「誰もが安心して暮らせる環境について」の4つの視点で課題を整理します。

(1) 地域福祉に関する意識や地域福祉に関わる人材育成について

ポイント

- 心のバリアフリー*¹の推進
- 福祉教育の充実
- 世代間交流の充実
- 地域活動リーダーの確保・育成

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあい意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

さらに、誰もが地域でともに暮らしていくためには、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、暮らすことのできるまちづくりが重要であり、ユニバーサルデザイン*²の理念に基づき、“モノ”だけでなく心のバリアフリーを進めていかななくてはなりません。

本市では、福祉教育の一環として、保育所児童が、福祉施設等を訪問し、高齢者や障がいのある人との交流を深めています。

そのため、子どもの頃から福祉の心を育てるとともに、地域においても支え合いの気持ちを醸成することが重要です。

また、アンケート調査結果をみると、瑞穂市の福祉施策として重点を置くべきことについては、「子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場づくり・機会の提供」の割合が最も高くなっています。

本市には、コミュニティ活動の拠点として、コミュニティセンター3箇所のほか、地区の公民館（集会所）が数多く設置されており、より多くの市民の交流を促すため、一層の充実と活用が求められます。

また、地域活動を活性化するためには、地域活動のリーダーとなる人材の確保や育成が重要です。地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や団塊世代*³を含めた地域福祉の人材育成を行うことが必要です。



(2) 地域で支え合う しくみについて

ポイント

- 地域の見守り体制の強化
- 多くの人がボランティア活動へ参加できるための機会・場の充実
- ボランティア活動団体への支援
- 地域活動団体の連絡調整・交流機会の確保

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における助け合い・支え合いとともに、さまざまな手段によって地域の中で困っている人を支援するしくみづくりが重要です。

本市では、高齢者の見守り、児童虐待*4防止などに係るネットワーク等、さまざまなネットワークにより、住民相互による見守りや助けあいを進めています。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する研修や支援、ボランティアの登録を行ったり、子育てサロン等の子育て支援やふれあいサロン等地域での助け合い活動を進めており、引き続き、地域における見守り体制等の強化を図る必要があります。

アンケート調査結果をみると、ここ1年の間にボランティア活動等に参加したことがある人の割合は約4割となっており、今後のボランティアの参加意向については、ボランティア活動等に参加した人においては、8割以上、ボランティア活動をしていない人においても、約7割の人が参加したいと考えており、多様な活動メニューの提供と活動への支援が求められているといえます。

また、地域活動団体等からは、会員の減少等により、他の団体と連携して取り組んでいくことを重要と考えており、団体間の連絡調整・交流機会の確保が求められており、地域福祉活動を推進するため、地域における関係団体の連携の強化が必要です。

-
- * 1 **心のバリアフリー** 障がい者に対する差別や偏見などの心の障壁を取り除くこと。心の障壁は、同情や憐れみの感情からではなく、「知り合う・ふれあう・学びあう」ことを通して共感的に理解することで取り除かれる。
 - * 2 **ユニバーサルデザイン** 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計すること。
 - * 3 **団塊世代** 1947～1949年頃のベビーブームに生まれた世代。2007年に団塊の世代が一斉に退職を迎えることで、労働市場への影響が懸念され、2007年問題と呼ばれた。また、2025年には、この世代が後期高齢者となることから2025年問題と呼ばれている。
 - * 4 **児童虐待** 親（または保護者）によって子どもに加えられた行為（不行為）で、子どもの心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為（不行為）。虐待のタイプは身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つに分類されるのが一般的だが、実際のケースは複数のタイプが混在していることもある。

(3) 福祉に関する情報提供や相談支援体制について

ポイント

- 各種情報手段を活用した情報提供の充実
- 各年代の応じた福祉情報の充実
- 公的な相談窓口の周知と相談体制の強化

近年、福祉に関わる法律や制度が大きく変化する中で、福祉サービスに関する情報に満足している人は全体では約2割となっています。また、福祉情報として得たい内容については、若い世代では「保育や子育てに関する情報」、高齢になるほど「介護予防や高齢者福祉に関する情報」の割合が高くなる傾向にあり、各年代により求める情報に違いがあることがうかがわれます。

現在「市の広報紙・ホームページ」「自治会の回覧板」「社会福祉協議会の窓口」「民生委員・児童委員」等さまざまな手段で情報提供を行っていますが、さらに支援を必要とする人が福祉サービス等を適切に受けられるよう、情報提供の充実を図る必要があります。

また、日常生活における不安や悩みの相談相手としては、「家族」「友人・知人」等、個人的なつながりを基盤としたものが中心となっています。市役所等の相談機能を持つ公的機関の利用は数%となっており、相談窓口の周知を図るとともに、初期相談体制の充実を図り、必要に応じて専門的な相談機関につないだり、サービス提供につなげられるような体制の強化が求められます。



(4) 誰もが安心して暮らせる環境について

ポイント

- ユニバーサルデザインのまちづくり
- 権利擁護等の充実
- 地域における防災体制の強化
- 地域が一体となった防犯対策の推進

本市では、ユニバーサルデザインのまちづくりとして、庁舎内にエレベーターを設置し、庁舎やコミュニティセンター等駐車場内の看板に障がい者・妊婦・母子専用の案内表示を行うなど、誰もが利用しやすいように整備を進めています。

今後、高齢者や障がいのある人が増加する中で、認知症*¹高齢者や知的・精神障がいのある人等判断能力が不十分な人が増加することが考えられ、権利擁護*²を含めたソフト面とハード面の両面から誰もが暮らしやすい環境づくりを行う必要があります。

また、東日本大震災の発生から防災意識が高まっており、アンケート調査結果をみると、災害時の備えで重要なこととして、「危険箇所の把握」「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」「地域における情報伝達体制の構築」があがってきています。本市には、女性防火クラブ、自主防災組織がありますが、今後も、市民の防災意識の高揚と地域における防災体制を強化していく必要があります。

また、多様な犯罪が増加する中で、市民の不安も高まっています。本市においても、自主防犯組織もあり、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めており、さらに、子どもたちの登下校時の安全対策や防犯対策を地域が一体となって実施していく必要があります。

* 1 認知症 後天的な脳の器質的障がいにより、いったん正常に発達した知能が低下した状態をさす。

* 2 権利擁護 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利の擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。





第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

近年、ライフスタイルや価値観の多様化により、すべての市民が満足できるニーズを把握し、市が一括してサービスを提供することは困難となってきました。このような中で、本市では、コミュニティの形成や地域住民の交流、また、学校教育等による人権教育、啓発等の各事業を展開しながら地域福祉活動を推進しています。

さらに、地域福祉を推進するためには、市民、自治会や老人クラブ、身体障害者福祉協会、子ども会、民生委員・児童委員、福祉協力員、PTA、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、市、社会福祉協議会等、さまざまな主体が、地域の生活課題等に共通の認識を持ち、協力・連携して取り組む、協働の姿勢が重要となります。

本市では、地域に対して愛着を感じている人は、全体のうち約8割となっており、その理由として「瑞穂市の豊かな自然」「子どもの頃からの生まれ育った地域への親しみ」「交通等の利便性」等をあげており、こうした風土や人等の多くの地域資源*を活用しながら、子どもから高齢者、障がいの有無を問わず、人と人がふれあい、お互いが理解を深め、ともに支え合うことができる地域づくりを目指します。

基本理念

ともに支え合い ともに創る

安心して生き生きと暮らせるまち みずほ



* 地域資源 自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。



2 基本目標

本計画の基本理念である「ともに支え合い ともに創る 安心して生き生きと暮らせる まち みずほ」の実現に向けて4つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

○地域における支え合う意識づくりと担い手づくり

子どもから高齢者まで幅広い世代の交流を通じて、地域で支え合う地域福祉の大切さを普及・啓発するとともに、地域での支え合い活動へのきっかけづくりを行います。

地域での支え合い活動が過重な負担とならず、活動が継続できるよう、既存の地域資源との連携を強化するとともに、コーディネーターや地域福祉の担い手の育成・支援を行います。

基本目標 2

○地域で支え合うしくみづくり

すべての市民が生きがいをもって社会参加し、地域において支え合う地域福祉のしくみを構築します。また、地域におけるさまざまなニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、地域活動やボランティア活動に対する支援を行い、支え合い活動を推進します。



基本目標 3

○サービスが利用しやすいしくみづくり

多様化する生活課題に対応するため、専門機関との連携や、身近で相談できる体制の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある人、外国人等支援を必要とする人が相談窓口をはじめ、各福祉サービスの情報を適切に得られるよう情報を発信します。

急増する生活保護世帯への対応や、制度の谷間にある支援を必要とする人に対する支援を行うとともに、各種福祉サービスの質の向上に努めます。

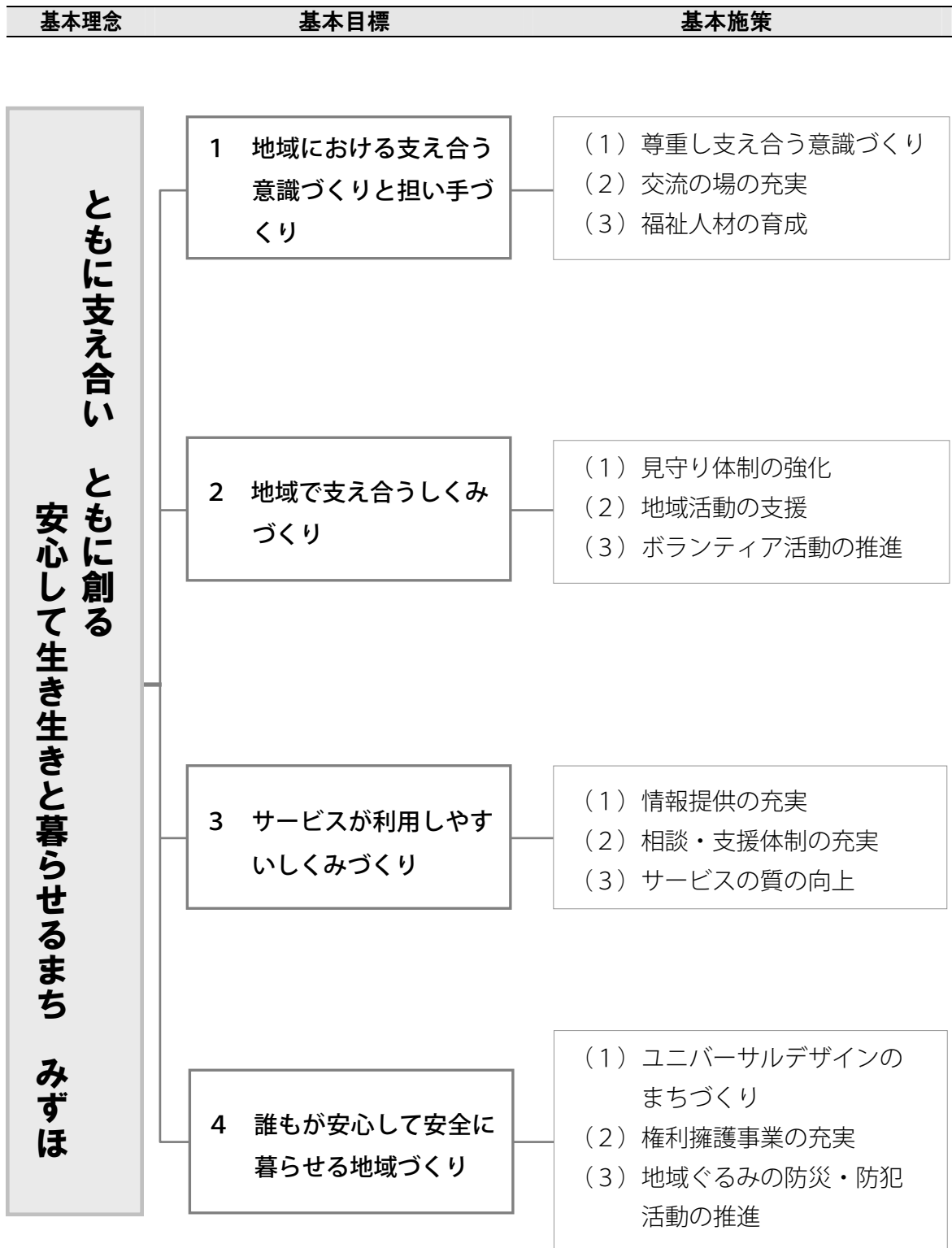
基本目標 4

○誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが地域で安心して暮らしていくため、互いに人格と個性を尊重しあい、思いやりを持って暮らすことができるようソフト・ハード面からの環境を整えるとともに、地域における防犯・防災活動を推進します。



3 計画の体系





第4章

施策の展開

地域福祉を推進するためには、市民や地域、行政の協働による推進が重要です。そのため、第4章では、「市民」、「地域」、「市・社会福祉協議会」それぞれの立場における取り組みの方向性を示し、施策を展開していきます。

自ら取り組んでみよう（市民の取り組み）

個人や家庭等、市民の取り組みの方向性を示します。

みんなとともに取り組んでみよう（地域の取り組み）

地域コミュニティ（自治会、老人クラブ、身体障害者福祉協会、あおぞら会、子ども会、民生委員・児童委員、福祉協力員）、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業等、地域におけるさまざまな人や組織による取り組みの方向性を示します。

地域の取り組みを支援します（市・社会福祉協議会の取り組み）

市民や地域の主体的な取り組みを支えるために、市や社会福祉協議会の取り組みの方向性を示します。



1 地域における支え合う意識づくりと担い手づくり

(1) 尊重し支え合う意識づくり

□ 今後の方向性

子どもの頃から福祉に対する意識の向上を図るとともに、お互いを理解し尊重しあうところを育むため、交流の機会の充実を図ります。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① 尊重し支え合う意識づくり

- 日常でのあいさつや声かけに努め、地域におけるふれあいを積極的に実践しましょう。
- 地域に関心を持ち、地域の交流活動に積極的に参加しましょう。
- 地域でのボランティア活動への参加を呼びかけ、高齢者や障がいのある人、外国人等とふれあうことでお互いの理解を深めましょう。



みんなとともに取り組んでみよう

① 尊重し支え合う意識づくり

- 地域でのあいさつ運動を推進し、ふれあいのある地域をつくりましょう。
- 地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を進めましょう。
- 地域コミュニティや自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティアにおいて、活発に世代間交流を行いましょよう。
- 地域のボランティア団体等における障がい、認知症等に関する対応や人権等の学習や理解を深めるための普及啓発を行いましょよう。

地域の取り組みを支援します

① 福祉教育の充実

- ボランティア活動や車いす等の疑似体験学習、目にみえない障がい等の理解に関する福祉教育を推進し、子どもの頃から、支え合い意識を育むとともに、市民に対しても福祉について学ぶ機会を充実します。

② 心のバリアフリー化の推進

- 各種啓発活動や人権教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流活動を支援します。
- 地域での高齢者や障がいのある人との交流機会の充実により、障がいの特性、高齢者の不自由さなどの理解を深め、心のバリアフリーを促進します。
- 学校教育や社会教育において、だれもが相手の立場に立って考えることができるような教育の場を充実します。
- お互いを理解し尊重し合うところを育むため、高齢者や障がいのある人の施設利用者や施設職員と地域住民との交流のための取り組みを支援します。



(2) 交流の場の充実

□ 今後の方向性

地域福祉活動への参加を促進するため、地域活動、地域福祉に関する情報提供の充実を図るとともに、地域福祉活動へのきっかけとして、交流の「場」への参加を促進します。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① 交流の場への参加

- ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動へ積極的に参加しましょう。
- 隣近所で声を掛け合い、世代間での交流を図っていきましょう。
- 身の回りのできることから助け合いをするという気持ちを育てていきましょう。
- 物事を気軽に頼めるような信頼関係をつくりましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

① 交流の場づくり

- 身近な交流の場として、公民館やコミュニティセンター等を利用しましょう。
- 高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場を提供しましょう。
- 地域コミュニティや自治会、老人クラブ、子ども会、ボランティアにおいて、活発な世代間交流を行きましょう。



地域の取り組みを支援します

- ① 地域活動、地域福祉に関する情報提供の充実
- 地域のためにボランティア活動を行いたい、また自身の経験や特技等を活かし活動したい方に対し、必要な情報を提供するとともに、各地域で活動する方々が情報を共有できるよう支援します。
- ② 交流の「場」の提供・支援
- ふれあいサロン、子育てサロンの拡充とともに、世代間交流の場として活用できるよう支援します。
 - 自治会や地域包括支援センター、ボランティアセンターとの連携を強化し、サロンの立ち上げや継続的な開催について、地域の目的やニーズに合わせた支援を行います。



(3) 福祉人材の育成

□ 今後の方向性

地域福祉を推進するボランティアリーダーの育成を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人をつなげるコーディネーター等の育成を行います。また、地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会、NPO等、既存の地域資源の連携の強化を図るとともに、福祉人材の育成を行います。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① 福祉人材の育成

- 地域福祉活動の人材育成のための講座等へ積極的に参加しましょう。
- 地域でどのようなボランティア活動が行われているか確認し、体験してみましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

① 福祉人材の育成

- 地域活動を通じた後継者の育成・地域活動を活発にするためのリーダーの育成や人脈をつくりましょう。
- ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加を呼びかけましょう。



② 地域資源との連携

- 地域住民を含め、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等が、それぞれの役割を担い、協働により地域福祉を推進しましょう。
- 民生委員・児童委員、福祉協力員や社会福祉協議会等の周知や身近なところでの集える場を提供しましょう。
- 学校や地域包括支援センター等との連携により地域活動を推進しましょう。
- 地域コミュニティ、ボランティア・市民活動団体等の地域の役割分担を明確にしましょう。

地域の取り組みを支援します

市・社会福祉協議会の取り組み

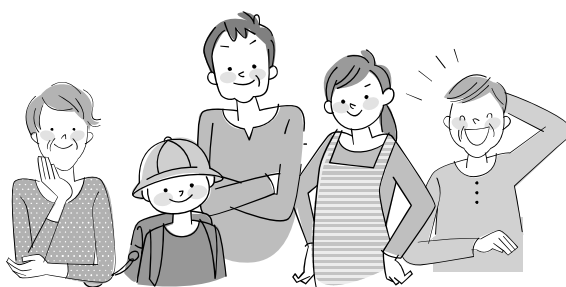
① 地域活動、ボランティアリーダーの育成及びコーディネーターの育成

- 地域で潜在する担い手を発掘するため、主に団塊・シニア世代を対象に、自主的に活動するための講座等や関連機関、団体と連携して、研修会等の開催を推進します。
- 地域での生活課題に気づき、公的支援に結びつけるため、民生委員・児童委員、福祉協力員等への連絡を迅速に行うほか、地域で解決できることについては、自らが中心となり対応するボランティアリーダーを育成します。
- 社会福祉協議会を中心として、地域の課題やニーズを考慮し、公的支援につなげるほか、地域資源とも連携し制度外のサービスへも結びつける役割を担うコーディネーターを育成します。



② 地域福祉の担い手
となり得る団体と
の連携

- 地域福祉を推進するための中心的団体である社会福祉協議会の機能を強化します。
- 高齢化の進行や生活保護世帯の増加、地域における生活課題の多様化等に伴い、民生委員・児童委員、福祉協力員に期待される役割は大きくなっており、地域住民の理解を得て、行政また社会福祉協議会との橋渡し役を担えるよう、役割を明確化し、活動の周知を行います。
- 自治会、NPO団体、企業等既存の地域資源の団体相互の連携を支援します。



2 地域で支え合うしくみづくり

(1) 見守り体制の強化

□ 今後の方向性

既存のネットワーク等を含めた地域における見守り体制を強化するとともに、地域福祉の推進役としての自治会、民生委員・児童委員や福祉協力員をはじめとする地域福祉活動者の連携強化を推進します。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① 地域における見守り

- 地域におけるちょっとした声かけをしましょう。
- 周囲の人の変化に気づいた時に民生委員・児童委員、福祉協力員等へ連絡をしましょう。
- 困っていることや、支援が必要なことの相談にのりましょう。
- 地域での声かけ等、日常生活の中での支え合いの意識を図りましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

① 地域における見守り

- 各地域に合った、見守りについて話し合ってみましょう。
- 日頃より、地域で支援が必要な人を把握しましょう。
- 地域での見守り活動や声掛け活動等、地域での支え合いを進めましょう。
- 支援を必要とする人、支援する人がお互いに理解し合える交流の場をつくりましょう。



地域の取り組みを支援します

① 地域におけるネットワークの構築

- 既存のネットワークや地域住民や事業者を含めた支え合い、見守り体制を通じて、生活不安を抱える高齢者や児童虐待などを早期に発見し、適切な関係機関につなげるネットワークを構築します。
- 一人暮らし高齢者の安否確認や相談対応等の取り組みを充実します。
- 自治会や民生委員・児童委員、福祉協力員等との連携を図り、要援護者、生活困窮者の発見や虐待の早期発見、見守り活動を推進していきます。



(2) 地域活動の支援

□ 今後の方向性

地域における生活課題等を地域で解決できるよう、自治会やNPO等の地域の団体の活動を支援します。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① 地域活動等への参加

- 地域活動や地域のイベントへ積極的に参加しましょう。
- 地域組織の活動に積極的に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員や福祉協力員の活動を理解し、協力をしましょう。
- 地域のルールやマナーを守りましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

① 地域活動等への場づくり

- 魅力ある自治会活動の実施・自治会活動の重要性をPRしましょう。
- 高齢者や障がいのある人等、地域のすべての人が地域活動に参加できるように配慮しましょう。
- 民生委員・児童委員や福祉協力員、ボランティア、NPO等地域福祉活動者の連携・強化を図りましょう。



地域の取り組みを支援します

① 地域活動の充実

- 地域活動を周知することで、地域活動に参加できるきっかけづくりや参画機会の充実に努めます。
- 地域コミュニティの活動状況の情報提供等により、市民の地域活動への自主的な参加や相互協力を促します。
- 自治会を中心とした地域での支え合い事業の推進を図ります。



(3) ボランティア活動の推進

□ 今後の方向性

各種の事業を利用して、ボランティア活動についての理解を促進します。また、これから活動しようとしている人たちに対しても、活動の情報提供の充実を図るなど、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。さらに、より効果的な活動につなげていくため、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能を強化します。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① ボランティア活動の推進

- 地域でどのようなボランティア活動が行われているか確認し、体験しましょう。
- ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修等に参加しましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

① ボランティア活動の推進

- ボランティア団体自身による活動内容の情報発信やボランティア活動希望者を積極的に受け入れましょう。
- ボランティア団体同士による交流を行いましょう。



地域の取り組みを支援します

① ボランティア活動の
支援

- 社会活動への参加意向のある市民をボランティア活動につなぐとともに、参加者同士の情報交換等を通じて活動の活性化を図るために、ボランティアセンターへの登録を促進します。
- 社会福祉協議会のホームページや広報紙等を活用し、ボランティアに関する情報提供を行います。
- ボランティアセンターに登録している団体等に対し、その活動の支援を行います。
- ボランティアセンターの周知を図るとともに、ボランティアセンターにおいて、ボランティアを必要とする人とボランティア団体等のコーディネートを行います。



3 サービスが利用しやすいしくみづくり

(1) 情報提供の充実

今後の方向性

制度や法律、福祉サービス等の情報が、支援を必要とする人にいきわたるよう、その人の状況に応じた情報提供を行います。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① 情報提供の充実

- 広報紙や回覧板、ホームページ等から積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう。
- 福祉の各種制度への関心を高めましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

① 情報提供の充実

- 地域活動を通じた情報交換、介護・福祉・医療サービス事業所より、わかりやすいサービスに関する情報提供を行きましょう。
- 民生委員・児童委員や福祉協力員、ボランティアを通じた福祉に関する情報提供を行きましょう。
- 福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくりましょう。



地域の取り組みを支援します

① 情報提供の充実

- 市の広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を利用し、地域福祉や福祉サービスに関する情報を周知します。また、制度改正があった場合は、その都度周知を行います。
- 高齢者や障がいのある人、外国人等、全ての市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めます。

② 相談窓口等の周知

- 市役所や地域包括支援センター等の相談窓口について、広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。
- 身近な相談者でもある民生委員・児童委員や福祉協力員の周知や各種相談窓口を広く紹介します。



(2) 相談・支援体制の充実

□ 今後の方向性

地域包括支援センターをはじめ、相談内容に応じた窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりをめざします。また、民生委員・児童委員、福祉協力員、介護支援専門員（ケアマネジャー）や福祉関連事業所、医療機関等とも連携し、適切な相談支援体制を構築します。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

- ① 相談・支援体制の充実
 - 身の回りで、困っている人等を把握した時には、民生委員・児童委員や福祉協力員、地域包括支援センター等へ報告しましょう。
 - 各種相談窓口を有効に活用しましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

- ① 相談・支援体制の充実
 - 民生委員・児童委員や福祉協力員と地域包括支援センターや市等専門機関との連携を図りましょう。
 - 民生委員・児童委員や福祉協力員、地域住民が、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等への訪問しましょう。
 - 地域活動等を通して、民生委員・児童委員、福祉協力員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知を図りましょう。
- ② 地域における相談支援体制
 - 民生委員・児童委員や福祉協力員のみでなく、地域の関係団体の協力により相談に対応しましょう。



地域の取り組みを支援します

① 相談体制の充実

- 地域包括支援センターを活用した相談支援体制の強化を図るとともに、事業の周知を図ります。
- 障がいのある人の心身の特性を踏まえて、自立した生活を営むことができるよう、相談者の意思を尊重して、市、障害福祉サービス事業所、保健・医療関係者等と連携を図り相談支援を行います。
- 子育て中の親が気軽に相談できる場として、地域子育て支援センター事業^{*1}や家庭相談員^{*2}等の充実を図ります。
- 身近な相談者でもある民生委員・児童委員や福祉協力員の周知や各種相談窓口を広く紹介し、生活全般に渡るさまざまな相談に対応します。



* 1 地域子育て支援センター事業 核家族化の進行、出産率の低下などに対応して、保育所が育児不安の解消や、子育ての指導など、地域における子育て支援事業を総合的に実施するもの。

* 2 家庭相談員 福祉事務所に置かれている家庭児童相談室で、児童を育てる上でさまざまな問題を抱える親に対し、助言や指導を行う。



(3) サービスの質の向上

□ 今後の方向性

保健・医療・福祉に携わる職員の資質の向上を図るとともに、利用者の視点に立った評価を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① サービスの質の向上

- 自分にあった福祉サービスを活用しましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

① サービスの質の向上

- 福祉サービスを提供する事業者は、利用者の声に耳を傾け、利用者主体のサービスを提供しましょう。
- 福祉サービスを提供する事業者は、第三者委員の設置や自己評価の実施に努めるとともに、サービスに対する苦情と解決についての情報を公開しましょう。



地域の取り組みを支援します

① 保健・医療・福祉
に携わる職員の
資質の向上

- 福祉分野の研修を通じて、各所管に配置されている専門職員や一般職員の資質向上をめざすとともに、職員同士の連携、情報の共有化を図ります。

② 福祉サービスの質
の向上

- 高齢者、障がいのある人、子どもに係る施設について、利用者が目的に合わせて選択できるよう、第三者評価の受審と評価結果の反映を促し、事業者のサービス内容と事業評価の公開、情報提供を行います。
- 高齢者、障がいのある人、子どもに係る関係機関や事業所等の連携によるサービスの質の向上に向けた体制づくりを支援します。



4 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

□ 今後の方向性

高齢者や障がいのある人、子育てをする人等に配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づく施設整備を進めるとともに、適切利用について市民の理解を深めていきます。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① ユニバーサルデザインのまちづくり

- ユニバーサルデザインに対する理解を深めましょう。
- 点字ブロック上への駐輪や高齢者や障がいのある人、妊婦等の専用駐車場の利用ルールを守りましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

① ユニバーサルデザインのまちづくり

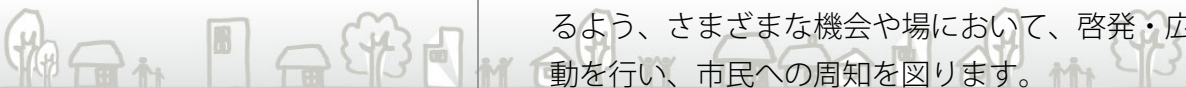
- ユニバーサルデザインを視点にした施設整備を進めましょう。
- 施設を安全に使えるよう、介助が必要な人を手助けしましょう。

地域の取り組みを支援します

市・社会福祉協議会の取り組み

① ハード整備と普及啓発

- 高齢者や障がいのある人、子育てをする人等が外出しやすい環境となるよう、公共施設におけるハード整備を進めます。
- 交通バリアフリー基本構想に基づき、JR穂積駅の利用に係る移動の円滑化に向けた歩道、施設の改修を図るほか、ゆとりある歩行空間の確保、段差の少ない歩道の整備を進めます。
- ハード面の整備や取り組みについて、適切に利用されるよう、さまざまな機会や場において、啓発・広報活動を行い、市民への周知を図ります。



(2) 権利擁護事業の充実

□ 今後の方向性

身体・知的・精神等の障がいや認知症等により、判断能力に不安のある方が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用者の権利擁護を推進します。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① 権利擁護事業の充実

- 高齢者、障がいのある人、子ども等市民一人ひとりが人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動に努めましょう。
- 虐待の通報義務を理解し、実施しましょう。
- 日常生活自立支援事業^{*1}や成年後見制度^{*2}等の権利擁護に関する理解を深めましょう。

みんなとともに取り組んでみよう

地域の取り組み

① 権利擁護事業の充実

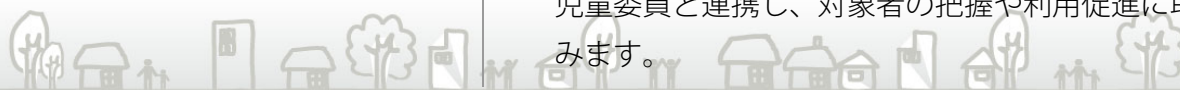
- 福祉サービスを提供する事業者における利用者の利益と、基本的人権を尊重しましょう。
- 地域住民が人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習の場を提供しましょう。

地域の取り組みを支援します

市・社会福祉協議会の取り組み

① 本人の権利を守り、地域で安心・自立した生活を送るための福祉サービス等の利用援助

- 広報等により成年後見制度を周知し、制度の利用促進を図ります。
- 日常生活自立支援事業についての理解が得られるよう啓発し、利用を促進します。
- 権利擁護に関する制度の普及、浸透を図るため、情報提供や啓発し、地域包括支援センター等や民生委員・児童委員と連携し、対象者の把握や利用促進に取り組みます。



(3) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

□ 今後の方向性

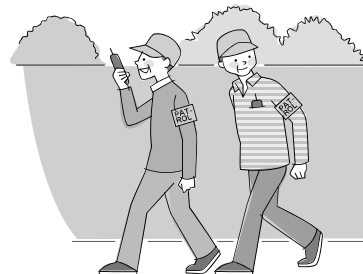
地域において安心して暮らし続けるため、要援護者の把握をするとともに、災害時の対応や犯罪から守る体制を強化します。

自ら取り組んでみよう

市民の取り組み

① 防災・防犯活動の推進

- 日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしておきましょう。
- 緊急時・災害時の安全確認をいち早くできるように努め、救助の必要な人に迅速に対応するようにしましょう。
- 災害時の安全確保及び応急対策等の情報収集に努めましょう。
- 地域住民の防災意識、交通安全意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。
- 地域の人が災害時に近隣の人々の安否等を確認する手助けができるようにしましょう。
- 地域の防犯防災活動、交通安全活動へ積極的に参加しましょう。



- * 1 日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
- * 2 成年後見制度 物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。



みんなとともに取り組んでみよう

- ① 防災・防犯活動の推進
- 日頃から地域の人が災害時に近隣の人の安否等を確認したり、手助けできるよう、近所の人との顔が分かり合える地域づくりに取り組んでいきましょう。
 - 日頃から、地域住民の連携を深め、緊急時・災害時の連絡体制の確立を図りましょう。
 - 防災訓練等、地域での防犯防災活動に取り組ましましょう。
 - 自主防災組織による災害時のマニュアルを作成しましょう。
 - 災害発生時において、要援護者を支援しましょう。

地域の取り組みを支援します

- ① 防災・防犯活動の推進
- 災害時における安全を確保するため、各校区別の防災訓練を実施するとともに、自主防災組織（自治会等）による防災訓練を支援します。
 - 自主防災組織を中心に、災害時における活動の迅速化及び組織の活性化を図るとともに、活動を支援します。
 - 一人暮らし高齢者や障がいのある人、要介護高齢者世帯等、災害時要援護者の情報を収集し、平常時の見守りや災害時における支援などを図るため、災害時要援護者支援を充実します。
 - 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮せる地域とするため、防犯活動団体による活動を支援します。
 - 災害時における個人情報の提供が図れる体制づくりを促進します。





第5章

計画の推進

(1) 計画の周知・啓発

地域福祉は、市だけでなく、地域に関わる全ての人々が主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、本計画で示した基本理念や役割、考え方について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページ、地域の回覧板等を通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

(2) 計画の推進と評価

計画の推進にあたっては、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、関連計画等を策定している関係部局とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

また、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合性を図ります。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織です。そのため、公助の一翼を専門的に担いつつ、一方で地域の共助の力を高めていく社会福祉協議会の役割は非常に大きいものと考えます。

そのため、社会福祉協議会と行政のパートナーシップのもとに、きめの細かい地域福祉活動を展開することが重要です。





資料編

1 計画策定の経緯

日 程	内 容
平成 23 年 9 月 29 日	第 1 回 策定検討委員会研究チーム ・地域福祉計画策定の概要等について ・瑞穂市地域福祉計画アンケート調査について
10 月 20 日	第 1 回 策定委員会 ・地域福祉計画策定の概要等について ・地域福祉計画アンケート調査について
11 月 14 日 ～11 月 28 日	市民アンケート ・市内在住の 20 歳以上の 2,000 名を対象
12 月 1 日 ～12 月 26 日	各課事業ヒアリング
12 月 8 日	地域ボランティア団体座談会（11 団体）
平成 24 年 2 月 3 日	第 2 回 策定検討委員会研究チーム ・アンケート結果速報について ・各事業所ヒアリングについて ・計画策定に向けて
2 月 17 日	第 2 回 策定委員会 ・アンケート結果速報について ・各事業所ヒアリングについて ・計画策定に向けて
10 月 2 日 ～10 月 15 日	策定検討委員会研究チームにて計画素案（第 1～3 章）意見聴取
10 月 19 日	第 3 回 策定委員会 ・地域福祉計画策定の概要等について ・地域福祉計画アンケート調査について
7 月 23 日	第 1 回 市民ワークショップ ・グループ討議「瑞穂市の良いところ・好きなところ」
8 月 23 日	第 2 回 市民ワークショップ ・グループ討議「将来の瑞穂市はどのようなまち」
11 月 29 日 ～12 月 7 日	策定検討委員会研究チームにて素案（第 4、5 章）意見聴取
10 月 22 日	第 3 回 市民ワークショップ ・グループ討議「みんなで取り組むことを考えよう」
12 月 17 日	第 4 回 策定委員会 ・地域福祉計画案について
平成 25 年 1 月 15 日 ～2 月 15 日	パブリックコメント
3 月 4 日	第 5 回 策定委員会 ・パブリックコメント結果について ・地域福祉計画最終案について



2 瑞穂市附属機関設置条例

平成 20 年 9 月 30 日

条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第 3 条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等（以下「審議等」という。）を行うものとする。

(組織)

第 4 条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第 6 条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第 7 条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に附属機関の委員（瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員を除く。）である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例等の規定による残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則（平成20年12月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



附 則（平成 22 年 8 月 27 日条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、第 2 条の規定による改正後の瑞穂市附属機関設置条例第 4 条第 2 項により委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日条例第 35 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日条例第 13 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 20 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 27 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 32 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市長の瑞穂市総合計画策定審議会の項の改正規定については、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）（抜粋）

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当 部課名
市長	瑞穂市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定について調査及び審議すること。	15 人以内	地域福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	計画策定終了まで	福祉部福祉生活課



3 瑞穂市地域福祉計画等策定検討委員会設置要綱

平成 23 年 6 月 30 日

瑞穂市訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 瑞穂市地域福祉計画、瑞穂市老人福祉計画、瑞穂市障害者計画及び瑞穂市障害福祉計画（以下「福祉 4 計画」という。）を策定するため、瑞穂市地域福祉計画等策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、福祉 4 計画の策定にかかる協議及び連絡調整に関すること並びに前条の目的を達成するために必要な事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長の職にある者をもって充て、委員会を統括する。

3 副会長は、福祉部長の職にある者をもって充て、会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

4 委員は、教育長及び部長職以上の職員とする。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じて、構成員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(研究チーム)

第 5 条 委員会の補助及び所掌事項を円滑に推進するため、委員会に研究チーム（以下「チーム」という。）を置く。

2 チームは、別表に掲げる第 2 条に規定する所掌事務に関係する課等のうちから、関係する部課長等の承諾を得て選任された職員をもって組織する。

3 チームは、福祉部福祉生活課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第 6 条 委員会及びチームの庶務は、福祉部福祉生活課において行う。

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会及びチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

企画財政課、総務課、市民課、医療保険課、福祉生活課、健康推進課、都市管理課、学校教育課、幼児支援課、生涯学習課、その他会長が必要と認める職員



4 瑞穂市地域福祉計画策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

	氏 名	団体名	備 考
1	山崎 幸輝 (第1～3回) 坪井 礼 (第4、5回)	瑞穂市社会福祉協議会	
2	廣瀬 彌恵子	瑞穂市民生委員・児童委員協議会	
3	棚橋 春雄	瑞穂市身体障害者福祉協会	
4	矢野 敏雄	瑞穂市老人クラブ連合会	
5	矢野 輝子	瑞穂市赤十字奉仕団	
6	玉城 栄之助	特別養護老人ホーム(サンビレッジ瑞穂)	
7	東海 龍明	児童養護施設(誠心寮)	
8	矢野 幸子	NPO法人(キッズスクエア瑞穂)	
9	木野 良英	瑞穂市社会福祉協議会(福祉作業所 豊住園)	
10	樋下田 邦子	岐阜経済大学経済学部	会長
11	國枝 武俊	もとす医師会	副会長
12	野田 寧宏	瑞穂市自治会連合会	
13	大野 清貴 (第1～3回) 丹羽 宏樹 (第4、5回)	瑞穂市教育委員会	
14	鎌倉 美里	公 募	



瑞穂市地域福祉計画

発行日：平成25年3月

発行：瑞穂市

編集：瑞穂市役所福祉部福祉生活課

岐阜県瑞穂市別府1288番地

電話：058-327-4123 FAX：058-327-1566

URL <http://www.city.mizuho.lg.jp>